

も	く	じ
総務部	・	1
府民労働部	・	5
企画理事	・	11
企画環境部	・	14
企業局	・	20
保健福祉部	・	23

● 決算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。(その1)

総務部書面審査 (05年10月27日)

新井 進 議員 (日本共産党・京都市北区)

実質府債発行の増加とムダな大型事業について

【新井】府債発行について、16年度予算編成方針で、「府債発行を減らし実質府債発行を抑制する」という方針だったが、16年度の実質府債はいくらか。

【金谷理事】16年度は、地方財政の収支不足分が357億円あるので、実質府債は497億円。

【新井】この間、実質府債が12年度394億円、13年度393億円、14年度432億円、15年度452億円、16年度497億円と増えている。「抑制する」と言いながら、実際は100億円も増えた、その内容は。

【金谷理事】12年度から16年度への増は、財政収支不足の中で、財政健全化債や新制度として地域再生債があるが、これが60億円程度増。減収補填債、これは地方財政の不足分だが25%は交付税が入らない部分があり、これが増えている。

【新井】たしかに減収補填債は、この間、人員削減をやり発行されているが、しかしこの実質府債を抑えることが、財政運営上の大きな柱。その意味で、「急ぐ必要がない」と私どもが言ってきた、和田ふ頭、丹後リゾート公園、木津川右岸運動公園、畑川ダム、市内高速、関空二期工事、この6事業だけで16年度事業費で43億5,000万円。大半は起債だが、実質府債の1割を占める。

知事もパンフなどで、「福田川ダム、南丹ダムを中止したことが財政再建に役立った」と言っており、これについても思い切った中止・削減をすべき。例えば、市内高速は今年度12億円、来年度以降で20億円いる。さらに斜久世橋線区間で20数億円はかかる。これだけで50億円かかる。「府民目線で」と言った場合、これらについて、財政担当として総務部長はどう考えるのか。

【総務部長】今後10年後を目途に起債残高を反転させるべく、長期的に予算を組んでいる。ただ、台風23号のような臨時緊急の措置など例外もあるが、一定の長期的な幅の中で、事業の「選択と集中」を行っている。引き継ぐダムもあれば、廃止するダムもあるのは、そういう「選択と集中」の結果。また、事業の進め方も、同じ事業費でより多くの効果が出るように、施工管理の段取りも含め土木建築部と相談している。

【新井】一つひとつの事業は、また土木などで議論するが、府民の立場からは「ムダ」「急ぐ必要はない」という意見が明らかなわけで、この点は財政当局としてよく検討すべき。

府の税源涵養策の柱に、地場産業や中小企業の振興策を据えるべき

【新井】税源涵養策に関わって、16年度の欠損法人の割合は、全体と資本金1,000万円以下でどの程度か。

【税務課長】全体では、16年度利益法人の率は31.2%。資本金1億円以上の大法人は、利益法人の率が約50%。

【新井】税金を納める企業は、全体で31%程度ということだ。これは平成12年度段階から変わらず、赤字法人は全体の7割程度、資本金1,000万円以下になると依然として74%が赤字法人だ。税源涵養という場合、たくさん儲ける企業を作るという側面は確かにあるが、これは円高問題その他で変動する場合がある。やはり一番土台になる地場産業、中小企業が税金を払えるようにする施策が大きな柱になる必要がある。この点どうか。

【総務部長】商工部を中心に大きな柱として進めている。産業振興政策は、事業所ができ、雇用ができ、暮らしが守られる、そして関連事業所にも仕事が発生するというような産業連関的な意味も大きい。その結果としての税源涵養という意味もあるので、いっそう充実されるよう担当部局と相談したい。

【新井】今の話についての意見はあるが、商工政策については議論を置いておく。ただ、財政担当として、府の多くの企業が税金を納められるようになるよう、その支援方、商工部と協議いただきたい。

もう一点、誘致企業の費用対効果について、先ほど「現状分析ができていない」とのことだったが、13年度からこの間の企業誘致で、その補助金は高額になっており、13～15年度で13企業に6億円余の補助を打っている。これが「税源涵養につながる」と「経営改革プラン」に書いてあるが、この検証については要望しておく。

関連して、新規企業への条例上の減免措置を府として行っていると思うが、減免の影響額はいくらか。

【税務課長】質問の意図を取り違えているのかもしれないが、法人2税について減免措置はない。(失礼しました。)企業誘致条例の中で、雇用を増やした場合などやっており、部分的分析ができるが、従業員の給与所得等の分とか非常に広がる話なので…。

【新井】その話は、「検討できていないよだから答弁はよろしい」と言ったはず。そうではなく、企業誘致への補助として、府は不動産取得税等も含め、軽減を決めているはず。その減額はいくらになるかと聞いている。

【税務課長】今年9月現在で、スタートアップ支援による法人事業税は24企業、約377万円の減額。スタートアップ支援による不動産取得税の減額は3企業、約161万円。[*注;これは「創造的中小企業支援税制」の分に限った答弁で、府は「ものづくり産業集積促進支援」(工場誘致・拡充への支援)として、14年度から17年9月までに、33企業に対し不動産取得税を約1億9,800万円軽減している]

【新井】費用対効果について、ぜひ分析ができるようにしていただきたい。これは要望しておく。

住民サービスの後退に直結する人員削減は行わない

【新井】財政健全化対策として、人員削減の問題がある。10年間で2,300人の削減を行ってきた、今後1,000人の削減を行うということだが、これはどういう分野で削減が可能と見て、どういう対策を行おうとするものか。

【総務部長】今後、退職者が相当出てくるので、必要な採用との差が定員減という形で出てくるが、ポイントとしては内部管理業務を簡素化する方向で、決裁ルートのあり方などを簡素化したい。庶務業務も不可欠であるが、職員の通勤手当や超過勤務手当の認定・支払い等の業務を、自らパソコン入力してもらうなどが一番目で、府民サービスが低下しないような形で定員削減をめざしている。

【新井】当然、府民サービスが低下しないよう議論すべきだが、この5年間の職員配置数を見ると、病院関係で150人、大学関係で90人、農林水産で190人の減となっている。現場の人員、府民サービスに直接関わるところで人員が減っている。一方、いま部長が言った管理部門、企画環境部や総務部は増えたり、横ばいの状態。知事も「現場対応能力を高める」というわけだから、住民サービスに直結する部署は、削減しないようにすべき。「効率的に行う」ことには賛成だが、現場サービスを切り捨てる人員削減は行わないよう求めておく。

松尾 孝 議員 (日本共産党・京都市伏見区)

未来づくり交付金の使途について

【松尾】「未来づくり交付金」について、これが決算にかかるのは初めてで、かつ9月末には各市町村のホームページにこの使途に関わる報告が出るとのことだったが、まだ半分強しか見られない。従って全面的には活用実態が分からないが、その範囲で伺う。

15年度に9つの補助制度が一本化され未来づくり交付金になったが、国民健康保険事業等補助金や下水道整備補助金など金額が大きい事業が、その中心になり続いている。国保事業補助金や下水道整備補助金は、当然大切なものだが、公共事業なり独自の事業として別立てでやるべきではないか。

【総務部長】市町村において用途が比較的自由なものをまとめて「未来づくり交付金」としたが、これは府の支援という性格と、市町村の相互共済的なものとの意味もあり、台風災害等々が象徴的だが、そういう突発的なもので費用がかかるという場合、公共事業復旧や特別交付税で拾えないものは「未来づくり交付金」を重点的に投資するという共通理解が市町村の中にあると考えている。従って、いまご指摘のあったものについても、今後、どういう突発的な資金需要、財政需要が市町村に生じるかは分からないので、その場合、当該市町村に重点的に災害復旧等々で支援する場合には、いま名前があがったものについては財源になるという形になる。そういうものが「未来づくり交付金」としてまとまっているということには、大きな意義がある。

【松尾】いまの答弁では、突発的に災害等々あった場合、財源としてということだったが、金額的には国保事業は15年度までは5億円あったわけで、今後一定の整理はされると思うが、交付金の要綱にも「自立した市町村の未来づくりについて、積極的に活用する」との趣旨が書いてあるわけで、運用改善に努力されたい。

ところが、自治体によるアンバランスがあると指摘せざるを得ない。町レベルで1千数百万円とか2千数百万、市レベルで1億円から2億円だが、京丹後市では3億円。その中身は国保事業6,400万円、クリーンセンター建設費用は1億円近い。下水整備事業は5,000万円。また、スクールサポーター事業、これは本来教育委員会の予算でないかと思うが、T T配置が13人などもある。こうしたものも、整理・改善を求めておきたい。

また、具体的問題で、井手町の浴場への活用問題を以前から指摘しているが、これは同和事業の実質継続的な意味合いのものであり、ハッキリとやめるべきだが、どうか。

【総務部長】これは、第一に、当該市町村の希望を優先する。また、所管振興局でヒアリングしているので、これにもとづく優先順位を配慮する形。個々のものについては、「公共性」ということで、多くの方が使うものについて、一定の配慮が必要と思っており、そういう諸点を踏まえて決定する。

【松尾】他にも、従来同和事業としてあった下水道の宅内配管や負担金の軽減、その他の助成などが、自治体によってはあると聞いている。要綱では、この資金を、事業効果が特定の方に帰属するような事業には使わないという風になっている。強く改善を求めておく。

消防団、自主防災組織など防災対策の強化について

【松尾】台風23号以降、「対応委員会」からの指摘も受け、精力的に本部体制の強化、現場の体制強化を進めてこられたが、その中で、消防団、自主防災組織の育成・強化について、予算的には消防力の充実事業でくくっているが、年々減っている。ぜひ拡充・強化されるべきと思うが、いかがか。

【防災監】16年度に一定の改正を行い、資機材の補助事業という形で現在は進めており、17年度は23号台風被害の関係もあり増額している。

【松尾】17年度に1,300万円ほど増額されているのは承知している。いま制度を見直したとおっしゃったが、以前は「地域防災力の充実事業」となっており、2億円近い額が5,000万円程度も減っている。この点どうか。

【防災監】以前の制度は、常備の消防も含めた形のもので、16年度からは常備を除いた消防団、自主防災組織への補助事業として整備したもの。

【松尾】こうした力がどう強まるのかが、たいへん重要な、現場での一番の力になる。十分に強化されたい。

また、防災関係で、個別の問題は土木で聞くが、KTRで大手川の上流域を見ていると荒れっぱなしでまったく手が着いていないところが2カ所ある。これはどうなっているのか、本部としてもキチンとすべきだがどうか。

【防災監】どこの箇所なのか、現在掌握できていない。土木とも協議し、検討したい。

【松尾】大手川の上流域に宮津市の浄水場があり、その上手の箇所。もしかすると宮津市の管理区域で、宮津市の問題かもしれないが、この箇所で昨年と同じような被害があれば、下手の方はたいへんな荒れをきたすのは間違いないことなので、これは特に指摘しておきたい。

活断層調査、震度予測調査など、地震防災対策の強化について

【松尾】活断層の調査、あるいは震度予測調査をしっかり行うべきと要求してきたが、先般の本会議答弁で「よく検討し、強化したい」旨の総務部長の答弁があつたが、その後の状況はどうか。

【防災監】府としても活断層調査を実施し、国も色々な調査をしている。関係機関、研究機関も色々なが

ーリング調査等しており、こうしたデータを収集し、地下構造調査モデルを作り、そこに地震発生時の波の伝わり方等、最新の知見を活用した被害想定をする。現在のものよりも細かく、詳細な調査が可能。

【松尾】この間の答弁とあまり変わらないが、これは基礎的データとして一番大事なもので、極力推進されたい。そこで、「防災対策推進地域」の追加指定も提起しているが、この間、内閣府から「表層地盤のゆれやすい全国マップ」が出た。これによると、地域指定を受けている京都市域以外にも、府南部の空白地域も全く同じ色分け。6・9程度のマグニチュードで、震度が1から0・8程度増幅される地域と発表されている。地域指定を区別する根拠はまったくないわけで、府南部の未指定地域も指定されるようにすべきだが、いかがか。

【防災監】国が専門委員会を持ち、東南海・南海地震の指定について、専門委員の協議の結果、京都市域に震度6弱が起こるであろうという推定のもと、指定された経過がある。「ゆれやすさ全国マップ」が出されたが、これは表層地盤の分析で、川にそった地域について、地盤が緩やかであろうということから調査し、「揺れやすさ」という形のデータがでていいる。今後、被害想定を東南海・南海地震も含め行うので、これもあわせ検討したい。

【松尾】地震動の予測調査が行われていないことが問題なわけで、先ほど指摘したように、必ず、急いで実施していただきたい。重ねて要望する。

最後に、「未来づくり交付金」について、9月末に市町村のホームページに出るとのことだったが、半分程度だ。これは、あとの部局審査にも関連するので、地方課から提出願いたい。

【総務部長】「未来づくり交付金」の使途と最終責任については、市町村の任意ということで制度ができており、市町村の発表前にどういうものを出せるかという問題はああるが、委員長と相談し対応したい。

光永 敦彦議員（日本共産党・京都市左京区）

私学の授業料減免制度の改善・見直しを

【光永】私学助成に関連して、経済的理由での中途退学者は何人で、その実態はどうか。

【文教課長】私立高校の中退者は、16年度716人。在籍者比率は2.29%。

【光永】その中で、経済的理由はどうか。

【文教課長】理由で一番多いのは、学校生活不適応で39.5%、次に進路変更で34.5%、経済的な事情は4.9%。家庭の事情が3.6%あり、これをあわせて8.5%。

【光永】経済的な事情での退学は、進路変更という理由の中にもあると理解するが、そこで私立高校の減免補助金について、前年比で40人以上増加し16年度は6,400万円利用されたが、52校で利用者がある。高校では41校中35校、中学では24校中15校などだが、すべての学校での制度実施がなされない理由は何か。また、実施校でも学校毎の制度の差があると思うが、この内容を把握しているのか。

【文教課長】減免実績のない学校の理由は、個々の生徒の家庭の事情は保護者からの告知がない限り、家庭の経済実態はつかみきれないという中で、非常に困難。その中で、現実に対応になった場合に初めて事情を聞くが、学校側では納入の猶予だとか分納を認めており、個々の生徒の家庭事情に応じた奨学金や福祉サイドの対応なども紹介しながら指導を行い、結果として納付があったので、利用がなかった。学校としては、最終的には減免も考えていたが、そういうことになったと聞いている。

【光永】学校毎の格差内容についても聞いたが、時間がない。減免制度については、学校毎に、学力を反映したものや学校の中での減免率を設定するものなど、制度の違いがある。事務事業評価を見ると「色んな違いがあるので見直す必要」という旨、当局としても「評価」している。どういう形が良いのかは、今後検討の余地があるが、学校が仲介することも分かるが、いずれにしても直接京都府が個人に減免制度を適用できるようにするのが、一番スッキリする。これだけ不況が大変な時、ぜひ検討・実施されたい。

●他会派委員の質問テーマなど

【明田】①府立大改革の検討状況は。②独立法人化の検討状況は。「経営の健全化に偏りすぎることなく、よりよい教育ができるようにすべき」。③私学運営費補助、特色づくりの実績は。

【田中卓】①北中部地域の医師確保の状況は（所管外）。②福井県のテロ対策訓練の内容、余呉町の原子力廃棄物処理施設の内容は。③企業誘致が税源涵養にどう役立っているのか。

【山口】①地域防災計画の見直し。②関連して、市町村との連携、地域コミュニティの防災力の強化。

【上田】①府税徴収の欠損額が増えている理由と経過。②部局毎の諸収入の欠損額は（所管外）。

【石田】①個人住民税の滞納について。②国勢調査への協力は義務なのか。

【菅谷】①府税の欠損額について、安易に放棄するな。②未収入額の74億円の今後の徴収見通しは。③

コンビニ徴収の実績は。④大学の統廃合計画について。

【**中小路**】①税収見通しの根拠、企業誘致の効果は。②向日町競輪場の活用は、府有財産活用の視点で検討を。③防災対策として、救助犬の育成支援を。

【**上村**】①ボランティアセンターとの平常時の府との連携は。②災害専門ボランティアの調整機能をボランティアセンターに移せないか。③地方債発行について、総務省の新指標の内容は。

【**角替**】①外国人の消防団への加入を認めよ。②府大、府医大の留学生対策事業の実績、効果は。

【**水口**】府大の地域公開授業の実績、充実方策は。

【**前波**】ハザードマップの内容、利用計画は。

【**林田**】①電子府庁づくりの現状と課題は。②合併の状況と今後の見通しは。③外来診療棟整備の現状は。

府民労働部・決算書面審査（2005年10月28日）

島田 敬子（日本共産党・右京区）

男女共同参画について

【**島田**】2004年4月に条例が制定され、この1年間、取り組まれてきたが、審議会への公募委員の採用や会議の公表など、一定評価している。条例では、男女共同参画の施策について、「調査研究」、あるいは「施策の実施状況等の取りまとめと公表」がうたわれているが、どうか。また、苦情処理等について、府民や事業者からの苦情や意見などは、16年度、どの程度寄せられているか。あれば、件数と内容についてお聞かせください。

【**女性政策監**】条例施行後の京都府の男女共同参画の施策の進行状況について、現在、庁内で調査・取りまとめ中。苦情処理は、16年度施行後、1件あった。

【**島田**】条例がつくられても、府民のところでの活用がされていないのではないか。実施状況等の取りまとめについて、現在、取りまとめ中とのことだが、ぜひ、これは年次報告という形で、取りまとめ・公表すべきだ。最近の雇用情勢と労働分野における人権侵害等は、まだまだ大変な状況にある。京都労働局に何うと、個別紛争の申し立てで妊娠を理由に解雇された事例が2例、これは申し出をしてということなので、氷山の一角である。それとあわせて、セクシャルハラスメントの相談や助言指導件数等も引き続き多い。こうした事態に対応するために、また、男女共同参画計画にも、これらの問題の解決に向けての計画が掲げられているが、これらも含めて、実施状況の取りまとめをする必要がある。相談窓口や処理機関が複数にまたがっているが、それらの点もふまえて、総合的に取りまとめる役割が男女共同参画室、政策課にあると思うが、いかがか。

【**女性政策監**】現在、女性総合センターでは、一般相談、法律相談、女性労働相談、DVのサポートライン等、様々な女性が、まず女性総合センターにすれば相談にのってもらえるという体制を十分とっている。労働相談では、セクハラ相談も多く、労働局等としっかり連携をとりながら、専門の相談員が対応している。このような様々な相談の件数等は、センターで取りまとめている。当然、全体の施策の中の取りまとめもあわせて行っていく。

【**島田**】婦人相談所や府内の振興局等の窓口など様々な相談機関があるが、こうした点も含め、調査・取りまとめをお願いしたい。あわせて、府民、事業者への啓発や施策の推進にあたって、府民アンケート等も実施する時期にあるのではないか。現在策定中のDV基本計画の策定にあたって、本府は府民アンケートを実施されていないが、今後の計画について伺いたい。最近の内閣府の調査によっても、年次報告を出していないのは京都府を入れて4道府県となっており、何らかの調査研究を実施しているのは28府県になっているが、京都府の報告ではゼロとなっている。条例に明記されている内容で、ぜひ、調査研究、年次報告の取りまとめと公表、あわせて府民アンケート等の実施をお願いしたい。また、男女共同参画基本計画について数値目標を明確化しないと評価やその後の改善につながらない。いかがか。

【**女性政策監**】府民のニーズがどういうところにあるのかは、すべての施策の出発点。いろんな事業の中で、たとえば啓発行動やアクションプラン、DV基本計画づくりでも、例えばDV基本計画づくりでは、被害者、当事者、支援団体等から直接意見を聞いたり、すべての政策化をはかる場合に、いろんな府民との交流の場、あけぼのフェスティバル、あけぼの大学等の手段を持っているので、できる限り多くの府民を集めながら、その場で意見交換会を開いて、意見を聴取する方法をとっている。全体的なアンケートと調査は、今後の課題である。

【**島田**】現在の取り組みも評価しているが、自分がそういう状況におかれても、例えばDVの場合は、認識できていない女性が多く、そのもとで子どもたちが傷ついている。広く府民に啓発する意味で、府民ア

ンケート等は大変有効な手段であるので、要望しておきたい。16年度の改正DV法をうけて、都道府県基本計画の策定に向けて本府でも検討されていると承知している。昨年12月定例会では、全会一致で「DVの防止と被害者の保護に対する実効性ある基本計画」を早期に制定するよう求める請願が採択されている。その内容としては、配偶者暴力相談支援センターの複数設置をはじめとする相談体制の強化、被害者ニーズにそった経済的支援、住宅・雇用の確保、民間支援団体への財政的支援、苦情処理機関の設置等があげられている。これらについて現在検討中の中身に入るのかどうか。お聞かせ下さい。

【部長】5月31日に検討委員会を設置し、この間、5回の委員会を開催してきた。その時には、被害者2名、民間の支援機関3社の方々を招いて、実情等をつぶさに聞いたところ。具体的な項目についてはさし控えるが、12月議会に中間案を報告し、パブリック・コメントにかけ、年度内に取りまとめたい。

【島田】具体的な中身については提案するが、全会一致で採択された内容なので、ぜひ、計画には具体的に明記できるよう努力を要望する。

光永 敦彦（日本共産党・左京区）

青年の雇用問題について

【光永】先の代表質問で、京都はアルバイト・パートの率が高いことを指摘し、実態をよくつかむ上で、派遣労働者、青年労働者の雇用と労働条件の実態調査を府として実施すべきだと提案した。知事の答弁で「京都府は、重要なテーマだから毎年実施している」との答弁であったが、どの調査のことか。

【労政課長】毎年、いくつかのテーマを持っており、5年間で一つずつ調査している。主な調査内容として、パートタイム労働、健康管理体制とその対策、労働時間制度、高年齢者の調査など。また、仕事と家庭の両立について昨年調査したが、これも5年のサイクルに入れていきたい。この五つのテーマを例年調査しており、これをもとに、関係先に還元している。

【光永】いまの話は、例えば、平成14年にはパートタイム労働者の労働実態調査を行ったとか、そういうものの一つ。派遣労働者は入っておらず、青年労働者に着目した調査も入っていない。知事の答弁で「毎年やっている」と答えるというのは、質問の趣旨と全く違うということを指摘しておきたい。ぜひ、そういう点に着目した調査をやっていただきたい。

青年の雇用問題は大変深刻だが、その問題と少子化問題、晩婚化・未婚化の問題とはリンクしているが、京都府としての認識はどうか。

【部長】常用雇用につけないために結婚が遅れてしまう。もちろん人生観もあるが、家庭を持っていないという所につながってくる。雇用就業計画でも、若い方の常用雇用化を進めていくことが最も大切なこと。

【光永】少子化問題と雇用問題の関係をつかむ上でも、実情をよくつかむことが大事。独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の調査を少し紹介すると、25歳～29歳で、所得250万～300万の方で26%が結婚している。所得150万～200万の方では17%、500万をこえる方で53%が結婚しているという調査結果となっている。30歳～34歳でも同様の傾向があり、所得が高い人ほど結婚している。一方、雇用形態で見ると、25歳～29歳では、正社員は35%が結婚しているが、パート・派遣ではわずか15%。30歳～35歳でも、正社員は6割の方が結婚しているが、パート・派遣では3割。こういう結果が、国が金を出した独立行政法人の調査で出ている。これもよく参考にさせていただき、京都ではどうなっているのか、「雇用創出就業支援計画」をやっていく上でも、こういう調査が改めて必要だ。認識で終わらせずに、客観的に京都府としての特徴をしっかりとつかんでいただきたい。

いま紹介した調査などをもとに考えると、収入や雇用形態に応じて、結婚がなかなか出来ないという事態が広がっている。その解決策は何かというと、常用雇を広げることが大事。とりわけ、常用雇用の中でも常勤雇用、正社員の拡大が最大の課題。この間、6万2000人の雇用創出見込み数といわれるが、その半数は短期雇用であり、臨時雇用。それ以外でも、常用雇用というが、正社員はそこでごく少ない数。新しい「雇用創出就業支援計画」が出ているが、常用雇で3万人という目標が書かれている。若年者就業支援センターでは元々は違う数も入れていたが、整理して、正社員の雇用を発表されているが、正社員をどうするのが課題。しっかりとした目標を持つべきであると考えがどうか。

【参事】1年以上の雇用を「常用雇用」と認識している。その中でもとりわけ安定的な雇用、究極は正社員だが、そこを中心とした雇用目標にしていきたい。なかには、パート等でも常用雇用的な勤務の形態もあるが、目標としては、正社員を中心をめざしていきたい。

【光永】常用雇用化が大事だというのなら、正社員を京都府の政策誘導で広げていくことを目標として掲げるべきだ。努力していただきたい。

有効求人倍率が1.0とのことだが、舞鶴や峰山など北部ではどうなっているのか。あわせて、京都府の

誘致企業に正社員で就職したのは、若年者就業支援センターを通じて何社何人か。そのうち、北部では、エコトピア京都三和などでどれだけか。

【次長】若年者就業支援センターの北部センターを福知山駅前に9月1日に開設した。10月24日現在、300人余りの利用があり、一日平均、10人の利用。すでに、このセンターで10人の就職実績をあげている。京都府が誘致した企業への就職は、製造業で10人。北部センターに、エコトピアに進出した企業からの求人はないが、テルサの若年者就業支援センターには、一部、求人を出している企業がある。

【参事】府内の有効求人倍率は、福知山で1.3倍、舞鶴で0.8倍、峰山で0.92倍。

【光永】有効求人倍率では、福知山は少し上っているが、舞鶴、峰山は引き続ききびしく、北部の対策がどうしても必要。北部対策ということであると、常勤の雇用をどう増やすのかという施策が大事。北部センターもできたことであり、雇用開拓の努力が大事。今後、どういふ施策を展開していくのか。

【次長】北部センターに常勤でスタッフを配置し、その中に、求人開拓員を配置している。とくに、民間の経験ある方に求人開拓を担って来ていただいている。北部センターは経営者協会と一緒に運営しており、まずは、同協会の会員企業を中心に、求人開拓をしている。さらに、Uターンセンターに登録している企業、北部で開催しているUターンフェアに参加している企業に求人開拓を行っている。

【光永】北部センターは始まったばかりだが、京都府の全体の施策の中で雇用を拡大するという一方で、若年者の中心的な位置付けになるわけで、部局横断的に対応していただきたい。強く求めておく。

人権啓発について

【光永】隣保館の運営費助成を出しているが、第二種社会福祉事業に法が失効した後に位置付けが変わった。設置運営要綱では「常に中立・公正を旨とする」となっている。運営費助成は府が要綱に基づいて行っているが、例えば綾部の隣保館に特定団体の事務所があるという事態を承知しているか。

【人権啓発推進室長】隣保館の運営については平成14年4月1日に「運営要綱」が新しく施行された。地域社会全体の中での福祉の向上、人権啓発の住民向上の拠点として位置付けがされた。その上では、「中立・公平」を旨とし、広く地域住民が利用できる施設でなければならないと述べられており、この旨、市町村に対して以前より徹底してきたところ。ご指摘の点については、承知していない。

【光永】ぜひ、調べていただきたい。助成しているわけで、しっかりと調査して、「中立・公正」でないとの判断があれば、一定の判断が必要で、ぜひ、強くやっていただきたい。

関連して、直接、京都府の助成ではないが、山城地区市町村連絡協議会があるが、その決算報告を見ると、平成13年の繰り越し額74万円が、平成17年度まで毎年繰り越し額が倍、倍にふくれあがり、平成16年から17年の繰り越しで986万円と爆発的に膨れ上がっている。なのに、市町村は分担金を出し続けている。さらに、市町村の分担金は、15年、16年を見ると、それぞれ総額1458万円だが、そのうち、負担金補助・交付金で15年度は900万円、16年度は800万円という項目があり、これは、ほとんど部落解放同盟にほぼいっているのではないかという話になっている。こうした事態こそ公正・中立ではないが、ご承知か。

【人権啓発推進室長】指摘の団体は、山城地域の市町村が同和問題をはじめ様々な人権問題について解決をはかるために自主的に組織されたもの。指摘の内容、その運営内容については承知していない。

【光永】一本、電話をかければすぐ分かることで、おそらく、ご承知のこと。「知らない」というのなら、よく調査して是正が必要。隣保館運営費助成に、府は金を出しているが、京田辺市では、市の山連への分担金の積算根拠を聞いたら、均等割と人口割と同和地区人口でやっているとの答弁であった。「同和地区人口」とは一体なにか。もう、こういう概念はないが、それを積算根拠にしている。これ自身、重大だが、問題は、隣保館事業の中に社会調査事業があり、これが市町村への補助金を府が出す積算根拠となっている。この事業をどう使うのかという中身にかかわってくる問題。調査をして、ここの同和地区人口がこれだけということ積算根拠にして山連に金が出るという恐れがある。府として「知らない」ということではすまない問題で、ぜひ調査して、不適正なことがあれば、しっかりと指導すべき。市町村が分担金を出す上での調査をやっているのであれば、市町村の分担金も出すべきではないということも含め、よく調整していただきたい。強く求めておく。

前窪 義由紀（日本共産党、宇治市・久御山町）

高齢者の就労について

【前窪】NPO法人京都高齢者事業団の生活実態アンケートを見たが、「生活が苦しい」27%、「やや苦しい」32%、これで60%を占めている。世帯収入は「10万円未満」が30%、「10万円から15万円未満」が25%、あわせて55%。そして、「一週間で仕事以外の外出回数」の設問に、「ほとんどしない人」

が12%、「1～2回の人」が43%で計55%程度を占めている。半数以上の人が仕事がなくなると、外出しないで、青年だけでなく高齢者も引き込まざるを得ない状況にあることが、このアンケートではハッキリ出されている。まもなく団塊の世代も退職期を迎えるということで、本府としても本格的な中高年者の雇用対策を進める必要がある。

まず、企業に対して、定年の延長、希望する労働者への再就職のあっせんなどを求めるべき。また、本府としても、府および外郭団体などで、高齢者にふさわしい仕事を確保して、公的就労を積極的に推進する必要があるが、どう考えているか。

【労政課長】 高齢者が意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることのできる社会の実現は、今後の少子高齢化の進展にとっても大切なもの。府としても、高年齢者雇用安定法の改正を期に、広報紙（最近では17年9月号）でも、高齢者の雇用に対する啓発を行っている。

【前窪】 質問に答えていない。要するに、民間企業に高齢者の雇用を積極的にはかってもらうことと、府としてもできるだけ高齢者の雇用機会を増やすことをやるべきだと指摘している。

営利を目的としないNPO団体や高齢者事業団、ソーシャルサービス協会などへの仕事確保という点で、具体的に府として動くべきである。高齢者に対しての就業相談等は、先ほど、シニア版ジョブ・カフェなどをつくりたいとの答弁があったが、早急に具体化してほしい。具体的にNPO団体などに就労機会を増やしていくという点では、従来から、高齢者の仕事確保のために、土木建築部などとも協調して河川の改修等の仕事を確保してきた。今後、そうしたものが競争入札等々ということになる傾向にあるが、そういう中で就労機会が奪われるということにならないよう、府民労働部としての手立て、考え方はどうか。お聞かせ願いたい。

【部長】 新たな雇用に関するアクションプランの中で、「高齢者が働き続けられる」努力をしたい。今までから、NPO等にたいし、単に行政の仕事を安上がりにはやっていただくということではなく、協働という観点でどんな提案がいただけるのか、どういう風と一緒にやっていけるのかという観点も加えてやってきた。今後、もっともっと、それを強めていきたい。その中で、高齢者の方がどのように関わられるのか、考えをめぐらしていきたい。従来、一緒に仕事をしているシルバー人材センターなどの仕事づくりについて、京都府だけでなく、市町村や民間の団体等でも努力していただきたいし、いろんな機会をとらえて広報・啓発に努めていきたい。

【前窪】 今後、府政全般に指定管理者制度などが導入されていく方向で、今まで確保されていた高齢者向けの仕事がこれによって奪われることにならないよう、具体的な対策を打っていただきたい。

府立植物園について

【前窪】 府のレッドデータブックでは、「野生植物が危機に直面している」として、67種が絶滅、750種に絶滅の危機があるとされている。植物園では、絶滅危惧種を何種類集めているのか。絶滅種とされていた植物の増殖の例はあるのか。

【総務課長】 絶滅危惧種は約200種類程度。増殖していることは承知しているが、数は把握していない。

【前窪】 絶滅寸前種を保存し、後世に伝えることは、研究機関としての植物園の大きな役割である。危機に瀕している種類がたくさんある中で、その力をいま発揮する時だ。希少種研究について、植物園としてどのように考えて対処しているのか。

【総務課長】 植物園は、希少種を含めて様々な植物1万2000種を持っており、日本でもトップクラスの植物園。希少種を守り育てていくことについては大切なこととの認識で、日々対応している。

【前窪】 6年前、「幻の園芸植物」センノウの増殖に成功したとの報告が新聞報道に出た。そうした役割を果たすことも重要な役割。決算状況を見ると、植物園費全体で13～16年度に7400万円減っている。維持管理費だけ見ると約3700万円減っている。園の希少種目を担当する職員は何人いるのか。こうした研究・保存に、予算の削減は影響していないのかどうか。

【総務課長】 直接、希少種を担当するという形での分担はない。様々な係に分かれて、専門の技術職員が対応している。技術職員は28名。財政状況だけではないが、効率的効果的な運営が望まれており、植物園の本来の必要な業務を大事にしながら、効率的にできるところについて工夫を重ねているところ。希少種の関係で問題が生じているということはない。

【前窪】 植物を保存・展示していく上でも大事な施設であり、絶滅種を救うという研究分野でも大きな役割がある。専門職員が非常に大事だ。途絶えてしまうと、その力を戻すためには、もっともっと大きな力がある。80年を経た研究成果や蓄積を生かした今後の発展方向を見ていく必要がある。植物園としての価値を高めていく方策について伺いたい。

【総務課長】 研究的な機能もちろん大切だが、府民のいこいの場、福祉も含めたいろいろな機能があり、

観光的な機能もある。そういうことを含め、いま、府民利用施設あり方検討委員会で、議員の委員にも入っていただき、議論しているところ。希少種等の保存は大事な目的であると認識している。

【前窪】決算の額を見て年々減っていることに心配を感じている。削減ばかりでなく、重要な予算を投入して力を入れるべき分野もあるので、あり方検討委員会の中でも反映していただくよう要望する。

●他会派の質問

松岡 保（民主・相楽郡）

【松岡】①「仕事と家庭の両立支援に関する調査」の結果と少子化対策について。②京都の有効求人倍率の実態数字は。③雇用のミス・マッチ対策は。

【答弁】①育児休業制度の普及率など、おおむね全国水準を上回るが小規模事業所では低い水準。②京都の有効求人倍率は14年ぶりに1.0倍、2ヵ月連続で全国平均以上。府内の求人数は5万1500、前年比18%の伸び。今後、常用雇用の拡大に努める。③1万4000人余りのミス・マッチを解消する計画。新しいプランでも強化していく。

山口 勝（公明・伏見区）

【山口】①緊急雇用創出基金事業の総括と今後のとりくみは。②中高年再就職総合支援事業のとりくみについて。③常用雇用の拡大が課題だが、具体的なとりくみは。

【答弁】①目標の4万1千人を5万7千人に引き上げたが、1万7900人の基金事業が大きく貢献した。必要な事業は、17年度も何らかの形で継続。②300人の目標に対し132人の実績にとどまっている。③現在の計画で、6万2千人の雇用創出見込み。新しい雇用プランを策定中で、約3万人の雇用を創出。

水口 洋（新政会・中京区）

【水口】①職業能力開発フェアについて、開催実績はどうか。迎賓館で関わった技能・技術をフェアで利用してはどうか。関わった方々をまず迎賓館に招待すべきだったのでは。「地元で活用できる施設に」との方向性について、実現の可能性は。②家庭用ゲームソフトの有害指定についての考え方は。指定の際の問題点は何か。指定に向けての今後の手順、決意はどうか。

【答弁】①昨年は85団体2万人が参加。82%の方が「満足」。今年は93団体が参加の予定。迎賓館建設に11分野30業者が関わった。フェアの中で紹介したい。第一展示場に技能紹介コーナーを計画。地元活用については、勉強させていただきたい。②神奈川県等で指定されたソフトで、10月31日の審議会で慎重な審議をお願いする。そのまま見える雑誌等と違い、審査にも時間を要する。12月に指定にこぎつけた。

植田 喜裕（自民・中京区）

【植田】①有害図書の指定数は。審議会にかかる基準は。指定された図書の伝達方法は。②書店の展示方法が昨年から変わったが、立ち入り調査の結果について。③書店での万引き対策の実績と結果は。

【答弁】①16年度の指定は300をこえ、雑誌・単行本260点、ビデオ78点。日々、本屋・自販機などで購入して審査し、一定の基準をこえるものを審議会にかけている。毎月、公報で告示したものについて、ハガキで本屋・関係団体などに通知している。②年1回立ち入り調査している。有害類似図書を扱う書店が約8割。成人コーナーの表示をしている。区分陳列は約9割で実施している。③共通のポスターを各店頭に掲示されている。8月末現在、万引きは754件で前年の約3割増。古本屋に売ることを目的とした万引きが増えており、青少年からの買受けについて、指導を強化している。

石田 宗久（自民・左京区）

【石田】社会的引きこもりについて。①相談窓口での相談件数・内容は。②アクションプラン、パブコメ等で、府民の意見をどのように活用するのか。③来年度以降に向けての重点方向は。

【答弁】①6月15日に相談センターを設置。電話相談が100件こえ、面接相談も100件以上と予想以上。相談の本人は圧倒的に男性。20歳前後、25～30歳が多い。中学・高校で始まったのが過半数以上。②現在、パブコメについて集計中。細かく分析し、最終案に向けて調整していきたい。③推計として約8000人。把握しているのは約500人。7500人は家庭で苦しんでいる。相談機能をさらに充実し、情報のポータルサイトを開設したい。

上村 崇（民主、京田辺市・綴喜郡）

【上村】若年者就業支援センターについて。①現在までの実績は。②担当は担任制か。そのスキルアップ、研修は。③ミス・マッチの検証システムは。④学校現場との連携をどのようにすすめてきたのか。⑤ニート予備軍になりやすいのは、中等教育の段階で。

【答弁】①のべ5万4千人が利用。実数は1万人。その7～8割がカウンセリングを受けている。16年度、来所者が1万2千人、約8千人がカウンセリング。約2400人が正規雇用の実績。本年度は990人と昨年を大きく上回るペース。②各人の就職活動レベルに見合った担当をつけ、就職までの一貫したフォローをしている。ケース会議をしたり、日常的な情報交換を行っている。③利用者の満足度調査を行っており、利用者のニーズに応じた運営に努めている。④広がりとしてはこれからの課題だが、大学との連携がうまくいき始めている。大学就職部とセミナー、企業説明会の合同開催などにとりくんでいる。⑤ニートそのものが手探り状態。小・中・高段階の引継ぎが不足しているのではないかと。研究していく。

菅谷 寛志（自民・山科区）

【菅谷】①NPOについて。現在の認証団体数は。義務不履行団体への指導はどうなっているか。NPOを育成するためのアドバイザー派遣事業のとりくみは。認証の取り消し件数は。②障害者自立支援、就業支援のとりくみの実績について。就業の取り組みは。受け皿としての雇用をどうつくっていくのか。

【答弁】①認証団体は601団体。14法人が実績報告の未提出。昨年12月にアクションプランを策定した。アドバイザーを29団体に派遣し、70件のアドバイス。認証の取り消しは、いまだにゼロ。②職業能力開発の取り組みを強め、城陽の高等技術専門校で取り組んできた。京都校、福知山専門校でも3カ年のモデル事業として実施している。障害者の雇用促進について、面接会等にとりくんでいる。府内2カ所に障害者就業生活支援センターを設置し、16年度49名の就職実績に結びつけている。パブ・コメにかけている新「計画」でも障害者の職業的自立支援を一つの柱としている。法廷雇用率はまだ低く、啓発に努めていきたい。

中小路 健吾（民主、長岡京市・乙訓郡）

【中小路】社会的引きこもりについて。①実態はどこが把握しているのか。②不登校の数は。高校の中退者はつかんでいるか。③民間支援団体の活動状況は。どういう活動をしているのか。

【答弁】①民間支援団体とのネットワークなどで把握している。②不登校は約3000人。中学生に多く、いろいろな事情で不登校となっている。府立高校では、中退者のほとんどが、夜間や私学に通っている。私学では、かなりの数が中退となっている。③16年度の研究会の調査で、民間支援団体は19団体。親どうしの勉強会や「居場所」の提供などに取り組んでいる。

奥田 敏晴（自民・城陽市）

【奥田】DV対策にかんする16年度の実績について。のべ人数との関係はどう理解したらよいか。

【答弁】DVに対する正しい理解を広げるとりくみをすすめ、相談支援機関どうしの連携や地域で取り組むマン・パワーの認識も前進してきた。グループ・ワークは南部会場で昨年10回実施し、のべ人数が68人。北部は5回、参加者は61人。DVの性格上、1回の相談で終わりということにならない。

前波 健史（自民・山科区）

【前波】①来年春の府内企業の採用動向について。府内のニートの実態は。ニートになった理由と対策は。②文化振興の活性化について。宝くじ協会の助成金を活用した京都文化博物館別館の改築について。9月定例会で文化力条例が制定されたが、今後の文化の活性化についての方策は。

【答弁】①16年度、約1000社に調査したが、4割以上が採用を増やす予定。新卒正規採用の正社員を採用したいという企業が約3分の2、6割以上。来春については、現在、調査・把握中。総務省の最新の調査では、府内のニートは20400人と試算している。その理由として、「病気やケガのため」が全体の3割をしめ、他に「急いで仕事につく必要がない」「探したが適当な仕事がない」などとなっている。新しい雇用プランの中で、ニート向け職業相談の実施などの強化をはかっていく。②文化博物館の別館を三条通のランドマークとして整備しようと、扉を開放し、別館の中を入場無料とし、三条通と一体となったにぎわいを創出することを目的として、整備をすすめてきた。三条通から客が入るようになり、別館の利用率も夏以降、8～9割となっている。アート・フリーマーケットという新たな試みを行ったが、非常ににぎわいができている。来年度、別館が百周年を迎えるので、それを記念した多様な京都文化の情報発信に努めて

いきたい。

企画理事書面審査（05年10月28日）

松尾 孝議員（日本共産党・京都市伏見区）

災害時の防災対応の体制強化について

【松尾】防災対策の本部体制など、基本の問題で伺う。23号台風の最大の教訓、問題点については、本部体制を含めた情報管理、連絡体制など、基本の部分での不十分が多く、機能しなかったケースもあった。バス問題などはその典型ではないかと今も思っているが、「対応委員会」の課題提起も受けて、本部体制、非常時専任体制、あるいは初動体制、情報連絡体制等についてどう検討・対処されるのか。

【企画理事】台風23号被害の教訓を踏まえ、委員会を作り対応してきた。ご指摘の通り対策本部の体制問題もあった。危機の場合、一番大切なのは初動体制であり、従って、災害時に通常業務を離れ、災害対策業務に専任する非常時の専任職員を約120人程度指定した。また、緊急時の指定職員も、最初は地震だけに限っていたものを、基本的に多くの対応をはじめとする災害にも適用する枠をはめた。広域振興局を担当する立場で申し上げると、前回の場合、中丹振興局の問題がバス問題を含めてあった。各総合庁舎の中で、機関がないところもあり、その中で柔軟な早期な体制が組めるような体制整備を行ってきた。今後とも、市町村とも協力し、初期の対応ができるようにしていきたい。

【松尾】23号台風の際、防災体制をきちんと機能させるスペースが確保できなかったことが、一つの障害となったという指摘もある。この点は、どうなっているのか、またどうされるのか。

【企画理事】一つは、対策本部は京都府庁全体で、本庁の6階で対応するが、正直、機器やスペースも含め十分な機能を持っているかというのは、今後の検討材料だと思っている。

もう一つは、各広域振興局において支部を設けるが、この支部の体制、スペースは、今回の問題を含め大きな問題だと理解している。

【松尾】必要なスペース確保も含め、ぜひ検討願いたい。非常時の専任体制、その他初動体制の確立も、情報連絡・収集体制等を含め「できている」とのことだが、形だけ整っているがいざというときに機能しないのでは困る。この間、総合防災訓練等も行われているが、その中で実際にそうした点検もしてきたのか。

【企画理事】検証委員会を作り、色んな意見を受け、体制だけでなく、「防災マップ」の問題や監視カメラの問題など、色々な角度から対応している。今後も、「もしも」という場合に対応できるように見直し、検討をすすめる。

【松尾】もちろん市町村、協力団体など全体の体制問題もあるが、府庁を中心に本部体制が機能することがカナメなので、よく検討し、実践的に対処できるようにしたい。

広域振興局の抱えるデメリットをどう解決するのか

【松尾】振興局の問題だが、一年半がたち色々問題が指摘されてきたが、「中期ビジョン」では「再編の狙い通りの機能を発揮するため、広域振興局が抱えている課題について検証する」としており、検証チームの立ち上げもおっしゃっている。検証の概略を説明して欲しい。

【企画理事】最初のうちは確かに慣れない部分もあり、とまどいもあった。しかし、一年半が経過する中で、体制上も精神的にも落ち着いてきた。ただ、地元で解決をするように多くの権限を委譲し、府民サービスの面から相談窓口も設けたが、これが機能し、再編の狙い通りの効果が出ているかどうかについては、検証する必要がある。企画理事付の職員と振興局の職員がチームを組み、それぞれの検証項目を出し合い、現在、検証中。このまとめを踏まえ、地域に貢献できる振興局体制を組み上げていきたい。

【松尾】権限委譲や広域化の中で、本当に機能しているかどうかは当然検証がなされるべき。その上で、振興局が新しい体制のもとで、住民サービスをしっかりとできるようにというのは勿論のことだが、「広域化」にともなってこれは如何ともしがたいという問題が存在する。これにより住民サービスの低下が避けられない、あるいは職員の側からも広域化に伴う時間ロス等の問題、これが依然として続いている、この点をどう考えているのか。

【企画理事】広域化以前の体制は、約60年前にスタートしたものであり、その時点と現在は、交通、情報、地方分権等々を含め、大きく変化している。この中、例えば保健所を例にとると、地域保健法が改正され、従来保健所で持っていた健診関係などの業務は市町村に移り、こういう中で府の役割は市町村を支

える、市町村を支援するという地域の機関となった。同時にまた、地域で、それぞれのところで多くが解決できる仕組みの中で、再編を行ってきた。当然、あったものがなくなるということは、たしかにデメリットはあるが、1,300項目もの事業を振興局に移し、府民サービスの観点から全総合庁舎に相談窓口を設ける中、距離の問題というのはそれ以上にカバーができる体制を組んだところで、今後も十分に検証していく。

【松尾】時間的ロス等のデメリットは軽視できない問題。例えば、災害復旧を進める上でも、土木関係の職員が丹後から宮津に出勤してから、出ていく。この往復で2時間かかるところもあり、たいへんなロスが累積しているのは間違いない。業者も、色々な協議でみな宮津に行かなければならないと、半日手が止まるということも現に起きている。やってみて、「どうもまずいな」ということがあれば、当然検討課題にあげていただきたい。例えば、「丹後北土木」というものがあるのもいいのではないかと。南山城も北と南があり、保健所も中丹東と西がある。亀岡については他会派の議員からも強く保健所の問題が提起されており、こうした点をよく検討されたい。

広域振興局の予算編成権はどの程度のものか

【松尾】次に、予算編成にむけて、広域振興局の本格的な予算編成というものが報じられており、「中期ビジョン」の中でもシステムをきちんと作るということになっているが、この内容はどうか。

【企画理事】広域振興局長に多くの権限を与えており、この狙いは地元で解決するというところ。その一つに予算編成の問題がある。昨年、「地域振興計画」を策定した。今後はこの具体化を図っていく段階で、例えば予算編成について、従来、振興局長と本庁の予算を担当する財政当局とのヒアリングは皆無だったが、今回からはヒアリングも実施して、実質上、広域振興局にも予算権を与える予定。

【松尾】どれくらいの枠を4つの広域振興局で考えているのか。

【企画理事】平成17年度の地域戦略費は5,000万円。来年度の予算は、現在、作業の準備中。即答はできないが、厳しい財政状況の中でも工夫し、「地域振興計画」が具体化されるような努力を、私どもの立場上は行いたい。

●前窪 義由紀議員（日本共産党、宇治市・久御山町）

「国民保護計画」（素案）は、米軍や自衛隊の活動の本質を見ないもの

【前窪】「京都府国民保護計画」について、府が法に基づき、現在、計画づくりを進めているが、その「素案」で京都の特殊性はどうか反映されているのか。

【企画理事】まだ「素案」だが、例えば、国際観光都市を抱えており、普通の観光旅行者への着目、また、世界文化遺産などの文化財にも特徴があると考えている。避難の場合、高齢者や障害者など立場の弱い人についてしっかりやる方向。南北に長く、東西に狭いという地形の中で、万が一の場合、他府県への避難もあり、近隣府県との連携を考えている。以上の3つくらいが特徴。

【前窪】自衛隊も深く関与しており、舞鶴の海上自衛隊、福知山の連隊、桂、宇治の大久保・黄檗、城陽の長池演習所、祝園弾薬庫、いずれも京都だけでなく、関西・中部を含む大きな自衛隊機能を有する基地が存在している。つまり、北部から南部まで、戦争、武力攻撃事態等に対応するあらゆる武器、弾薬、補給面をカバーする基地が存在する。こうした点が何も反映されていない、こうした条件下にあることがまったく位置づけられていない点は疑問。というのは、先の国民保護協議会で、第7普通科連隊長の佐藤氏は、「武力攻撃事態等では、災害対応のように100%国民の救援に向かうことができない」という旨の発言をされた。前後の言葉はあるらしいが、私はこうした発言を受け、太平洋戦争の悲惨な状況を思い浮かべた。例えば、満州における関東軍、沖縄における日本軍は、そこに住んでいる国民を置き去りにして引き上げた。これは大きな教訓だ。そこで、仮に武力攻撃事態等が発生した場合、米軍や自衛隊の侵略排除のための活動が優先されるのか、それとも国民の避難や救援が優先されるのか、ここの点は国の代表も明確な答弁をされていない部分なので、府の担当者としてどのように把握しているのか、伺いたい。

【企画理事】まず大前提は、「国民保護計画」は、法にもとづき作る形になっており、これは京都府だけでなく、すべての府県で作る。まずこの大前提を認識していただきたい。同時に、この計画は、もしもという場合、国民・府民を守るという観点で作っているということも認識いただきたい。その前提で、いま指摘もあつた国民保護協議会での自衛隊の発言については、自衛隊として当然、万が一、攻められた時にはそれを排除するというのと、あわせて、国民を避難等で守ることが出てくる。従って、台風等の災害には避難等に集中できるけれども、そういうことが100%できないことが起きるから、色々な形でシ

ミュレーションもしながら、計画をしていきたいという発言。私どもは、仮に武力攻撃事態が生じ、それを排除する場合と国民を守るという場合、これは法に基づき、特定公共施設利用法により、国において利用指針等が策定され、一つは住民避難等の国民保護の措置と武力攻撃事態等の排除と、この両方の措置を調整するとなっている。その際、それぞれの都道府県に意見を求め、都道府県は意見を言えるという形なので、この時点でどういう形になるかは定かではないが、そういう法の世界になっている。私どもも、それで対応するという基本的考え方。

【前窪】武力攻撃事態等の時にどういう行動を取るのか、これは想定しがたいことだが、自衛隊や米軍がどういう行動を取るのかということ、国民保護、府民の避難・救援に責任を持つ京都府が把握できる状況がなければ、まったくダメだ。この点を明確にするよう強く求めておきたい。

知事は、自然災害への対応と「有事」対応を意図的に混同

【前窪】地方の権限で独自のことが可能なのかという問題がある。防災計画では避難の指示は市町村の権限だが、「国民保護計画」では国から都道府県、市町村ということで、指揮命令系統、権限が国に集中している。つまり中央統制の仕組みがハッキリしている。しかし、知事は、この間の議会答弁で「有事も含め、災害、テロ、感染症など様々な危機の事態から府民を守るため」ということで、地震や風水害など自然災害の対応と国民保護法制の対応とを混同した形でお答えになっている。つまり意図的に混同されている。知事は、ガイドライン作りの内閣法制局参事官ということで、法制づくりの中心にすわっていた方で、こうした対応についてはよく承知されていると思うが、自然災害対応の時に「京都府国民保護計画」が発動されるのか。

【企画理事】災害対応の場合、災害対策法で地域防災計画があり、これで動くし、こんなことはないと思うが、万が一、武力攻撃事態に基づいて国民保護法を適用する場合はそちらを使うということで、いまの質問の答えは、災害対応には使わないということ。

【前窪】そういうことからいえば、知事の発言は、これを混同させた発言で、府民に誤解を与える発言だ。訂正するなり、明確にすべきだ。

【企画理事】災害対応であろうと有事であろうと、知事は、とにかく自分としては府民の安全を確保することが何よりも大事だと申し上げているわけで、そういうことを言っているわけでない。ご理解いただきたい。

なぜ、ボランティアや自主防災組織を「計画」に組み込むのか

【前窪】さらに聞くが、「国民保護計画」にボランティアや自主防災組織の活用が組み込まれている。国民を根こそぎ動員する仕組みだが、仮にボランティアや自主防災組織の中で活動する方が負傷したり、死亡した場合、この補償は「計画」には抜け落ちていると思うが、どういう扱いになっているのか。

【企画理事】災害対応であれ、武力攻撃事態対応であれ、私たちは強制的にボランティアの方を使うということはない。ただ、一般の府民であれ、何かあった時には自分が自分を守らなくてはならないし、一方で、多くの方々を助けなくてはならない。その中でボランティアの役割も欠かせない。そういう意味で書いているわけで、強制的に参加させることは毛頭考えていない。

【前窪】「強制的でない」と言うが、いざというときになれば、戦時体制の時の教訓では、隣組も含め、戦争に対して何も異論を挟めないような世論が作られた。ボランティアや自主防災組織は、まさに自主的に動く組織であり、「国民保護法制」の計画に組み込む必要はない。自主的にやるところにこれらの組織の意義があり、「計画」に組み込むのであれば、何かあった場合の補償が必要になると言える。この点を指摘しておく。

【企画理事】何回も言うように、ボランティアについては強制的に参加するなどとは書いていない。協力を願うということであって、だから補償の問題は「素案」でも言っているが、損害補償という形で、国民保護措置の実施の要請を受けて協力したものが、そのために死傷等した時には補償を行うのが制度の内容。

【前窪】こういう「計画」づくりについて、様々な角度で異議を言っている団体や個人があり、提案もある。色んな角度から、いまやっているパブコメも含め府民の意見を聞き、これらを十分に取り上げるスタンスが必要だが、私自身は戦争体制へ国民を導くような「国民保護計画」は、地方自治体としてやるべきでないと申し上げておく。

●他党派委員の質問テーマなど

【上田】広域振興局について、二重行政解消が目的であったのに、庁舎が分散化し、例えば陳情の場合、土木の所長、振興局長、知事というように3回も出向かないといけない。これまで2回だったのに逆に増えたではない回。【企画理事】分散化は事実。連携を進めるとともに、検討課題は確かにあり、検証中。【上田】兵庫では、市町村の担当者は本庁の課長の顔も知らないという話を聞く。とにかく本庁まで来なくてもよいようにしてほしい。

【松岡】さらなる権限委譲と財源確保について要望する。

企画環境部書面審査（05年11月4日）

原田 完議員（日本共産党・京都市中京区）

加茂町に搬入されたフェロシルトについて

【原田】加茂町のゴルフ場のフェロシルト問題について伺う。新聞にも、石原産業の製造した土壌埋め戻し材のフェロシルトが、これは酸化チタン製造過程で生じる廃液が不正に混入されていた。当初は、三重県がリサイクル商品の申請に対し、認定され、愛知県、岐阜県、その他で利用され、放射性物質や有害物質が検出され環境問題が表面化した。わが党議員団として、10月26日に知事に申し入れを行ない、その後、フェロシルト約72万トン全量を、三重県、愛知県、岐阜県の3県が産業廃棄物と認定することを決めた。京都府でも、加茂町のゴルフ場に5万6,000トンが入れられている。産廃認定ということになり、民・民での処理問題ではなく、産廃となれば撤去は京都府の責任で行なうことが明らかであり、その見地からも早急な撤去を求めるがその目処はどうか。

【環境政策監】6月と10月末に廃水調査等を行い、安全基準以下であることを確認している。産廃に該当するかどうかは、現在、廃棄物処理法に基づき、石原産業、加茂カントリークラブに対する報告聴取を行っており、近日中に両業者への報告聴取にもとづく廃棄物処理法上の判断をする。その結果、産廃認定がなされた場合、生活環境保全上の支障の有無等の確認を行い、ある場合にはフェロシルト等の撤去等の措置命令を行う手続に移行する。

ただ、本件は、地元要望を受け、石原産業、加茂カントリークラブが自主的に撤去するという話をしており、法的な判断とは別に早急に撤去するようという指導を既に行っている。

【原田】早急に撤去されるように、府としても指導し、産廃法の手続以前にも実施できるよう要望する。また、撤去にあたっては、ダンプカー運行など、住民が住んでいる地域を通過する問題が起きる。住民の安心・安全問題について、住民との協議が必要となってくる。被害が最小限となるようにすべきだが、住民等との話し合いの状況はどの様になっているのか。

【環境政策監】現在、町が中心となって、地元の保健所等も加わり話している。当然、撤去の際、ダンプカー等の影響を最小限に抑えるための措置について、強く指導する。

【原田】5万6,000トンというとダンプカーは何台になるのか。

【環境政策監】10トントラックで、5から6,000台のオーダーか。

【原田】単純なトン数割りではないようなので、色々と検討しつつ、どうしても狭い箇所を通過せざるを得ないわけで、十分な対策を講じるよう要望する。

次に、「逆有償」の問題について、京都府としてどのように把握しているか。

【環境政策監】いま廃棄物処理法に基づき、報告聴取を行っている。その中で、現在、私どもの認識としては、「逆有償」の可能性は高いけれども、「逆有償」であると認定するだけの材料はない。報告聴取を通じて確認したい。

【原田】この点も、石原産業は違うサンプルの提出や色々としているので、十分に調査して、指導ないし必要な処分をしていただきたい。

また、検査は6月と10月にやっただけだが、引き続き、土壌及び水質検査は今後も必要と思うが、その対応はどうするのか。

【環境政策監】検査は6月と10月にやったが、ただフェロシルトの埋められたところは業者の方の自主的な検査を行うべきところなので、引き続き業者に対して、その地点での六価クロム、フッ素の含有量等について検査するように指導することになっている。

【原田】まだ検査は業者によってはなされていないのか。

【環境政策監】6月8日に、放射線、六価クロム、フッ素について行っており、いずれも基準値を下回っている。

【原田】マスコミの報道では、三重県内の最終処分地を確保できたと報道だが、加茂町の場合もそこでの処理の方向か。

【環境政策監】そこまで話は詰まっていない。この間、三重県、愛知県、岐阜県と連絡を取り、環境省とも相談して対応してきた。引き続き連携を密にし、対応したい。

【原田】その点、府民の安全・安心を守る上からも、十分な取組みを要望しておく。

役割を終えた平安建都1200年記念協会は廃止を

【原田】平安建都1200年記念協会の補助金が出されています。また、職員の派遣も2名行なわれていますが、派遣人件費を入れて、どれだけの京都府から金額が支援されているのか。

【企画環境部長】人件費と運営費補助を含め約3,500万円の補助。

【原田】平安建都1200年の事業はすでに終わって11年たっている。現在の活動状況等を見ると、15年度は京都庭園散策その他、世界へのアピール等、これまで他の部署が行っている取組みと競合しており、その役割は終わっており、今後、廃止すべきではないか。

【企画環境部長】協会は、1200年記念事業を完遂するという目的で設立され、最後の事業である迎賓館がオープンした。これを契機に、京都市、商工会議所等と、今後のあり方につき検討中。

一方、記念事業は完済しても、迎賓館を舞台に京都文化を世界に発信する事業もあり、こうしたことも念頭に置きながら検討したい。

【原田】文化を世界に発信するというが、迎賓館の管理そのものは国の事業であり、速やかに協会は廃止すべき。この点要求しておく。

世界人権問題研究センターへの補助金拠出をやめよ

【原田】世界人権問題研究センターについて、活補助金を出し、さらに職員派遣を一名行なっているが、府民的に見てどの様な成果を上げているのか。その成果物には何があるのか。

【企画環境部長】成果物は、研究が中心だが、それを府民に還元するものとして人権講座、「人権ゆかりの地を訪ねて」という啓発講座、季刊紙の発行。補助は、運営費3,000万円、出資金1,000万円。

【原田】センターの活動の必要性が十分にあるのかという点が疑われる。同和問題等、部落差別や封建制度の残存物は歴史的には解決される段階にある。部落問題を意図的に人種差別、男女差別と混同することは、部落問題に無用な混乱をもたらす、その解決を遠ざけるものだ。世界人権センターは、人種による差別等の問題と部落差別の問題をあげるが、部落解放同盟の「解放新聞」京都版10月20日号では、府とのセクション交渉が紹介されている。その中で、企画環境部の項で、世界人権問題研究センターの建設が取り上げられている。「総括交渉までに方向性を明らかにするよう求めた」となっているが、このような取組みはやめるべきではないか。

【企画環境部長】世界人権問題研究センターは、できた時から施設ものとしてのセンターを計画していたが、財政的事情でビルを間借りしている。何も、いま急に作るという話ではなく、できた当初から課題となっており、財政問題など克服すべき問題はあっても、研究するだけでは意味がなく、研究成果は府民に還元すべきで、そうした意味でも、そういった場は必要と考えている。

【原田】いまの発言では、これから建物の建設まで準備をしそうな話だが、既に同和問題は解決の段階で、ここからの要求の建設はやめるべき。強く要望しておく。

「アスベスト緊急措置条例」に関連して

【光永】11月1日から施行のアスベスト緊急措置条例について、これ以上のアスベスト被害を広げない立場で伺う。解体工事が、今後、届出制になって、14日前までに届出がされ、保健所と労働局が現場確認される。その際、住民への告知はどうされるのか。実際に現場に行くと、住民への告知が十分でない場合があると思うが、その際、国の通達もあるわけで、しっかりやっていただきたいが、この点の構えはどうか。

【環境政策監】そうした場合には、業者に対し、国の通達に基づき指導したい。

【光永】現場にすべて見に行き、確認されるのか。

【環境管理室長】事前に届出があるので、保健所で確認し指導する。

【光永】本来は、他府県でやっているように、表示義務を「条例」に盛り込めばいいわけだが、もう施行されたわけで、改めて現場確認し、指導されたい。一般的な、「国の通達があるから義務がある」というような案内でなく、現場で見届けて欲しい。それが、住民にとって、耐火や準耐火の解体工事の場合、アスベストが含まれるのかどうかの判断材料の一つになる。強く要望しておく。

ただ、今後、ずっと解体量が増える中、対象建物がどれくらいかを把握することが必要と考えるが、この点の方向はどうか。

【環境政策監】現在、国で、飛散性アスベストが使われている建物についての台帳を整備する方向で、主体が市町村か都道府県かは法整備の内容が定かではないが、検討されている。従って、現在、各民間の建築物等も調査をしているが、調査を踏まえ国の法整備の動向もみて台帳整備を行い、これをもとに解体時の対応ができるようになる。

【光永】福井県では民間建築物の台帳整備の努力義務を条例に盛り込んだ。国では法改正にむけた論議がされているが、府でも検討が必要。いま整理しないと漏れてしまい、結果として被害が広がるわけで、国にも要望し、府の体制も整備することを求めておく。

次に、大気汚染防止法では、排出施設の敷地境界基準の1リットル中10本という基準があるが、そもそも一般大気中の環境基準の設定が必要との声がある。これは法改正の必要が伴い国の問題だが、府としての考え方はどうか。

【環境政策監】ご指摘の点を一都道府県が定めるについては、それだけの材料を持っていない。国でそのような取扱いがされるように、我々も要請しているところ。

【光永】大阪では敷地境界基準も国基準でやるということで、解体前、解体中、解体後の基準を設けている。それ以外に一般大気中の環境基準がないと府民には分かりにくいという意見を多々聞く。当然国でやるべきことだが、改めて求めていただきたい。

「地球温暖化対策条例」の目標問題と舞鶴火電の問題について

【光永】よりよい実効ある条例をつくるということで、私も関係団体等から意見を伺っているが、まず目標問題について伺う。温室効果ガスの90年比10%削減目標は、関西電力係数を使用して排出量を算出したという話だが、ここには関電の舞鶴火力発電所の2号機稼働を含んでいるのか。

【環境政策監】含んでいると認識している。

【光永】舞鶴火電2号機の運転開始メドどう把握しているのか。

【環境政策監】2010年と認識している。

【光永】2010年8月稼働といわれているが、関電社長などは記者会見で「今後繰り延べしていく」と発言しており、現状では工事も動いていない。この点で、削減目標を考えた時、舞鶴火電の影響は大きい。これ自身をやめるべきと求めたらどうか。

【環境政策監】地球温暖化対策を実効性あるようするためには、生活や産業を支える必要な基盤整備と環境問題の両立を図る必要がある。その中で、持続可能な社会の構築がある。その視点から、いまお尋ねの問題にも対応する必要があると考える。

【光永】電力需要が下がる中で、いま述べたように関電社長が「繰り延べしていく」と言っている。今の段階で、目標も立て、温暖化対策条例も作り、さあやろうという段階なわけで、府として作るべきでないと言う必要がある。これは是非やっていただきたい。

目標問題に戻るが、仮に関電の2号機が動かない場合、係数が変わる。そうすると、府民の努力とは別のところで京都府が排出量の算出の影響をもろに受ける。この点をどう考えているのか。

【環境政策監】いまの話はいずれも仮定の話で、2010年に電力係数がどうなるのかは、全国係数でも関電係数でも、いずれも予測の話。我々は予測に従って出すということ。これは全国係数を使っても同じ問題が生じる。例えば、どこかで原子力の発電所の事故があれば火力発電所のウェートが高まり、排出係数が増えることは容易にあり得る話。そういう予測し得ない事態を、どうなるかこうなるかということを一いち詮索して考えるのは、対策としてはいかがなものか。我々は、現在、関電が立てている排出係数に従って予測している。

【光永】関電については、2号機はぜんぜん工事がされていなく、予測の話でなく、現に動いていない。「今後繰り延べ」の発言もずっと続いているわけで、それならば、「現実と実態にそってやる」と委員会などでも言われてきたわけだから、これは排除することが必要だし、排除できるだけの根拠のある計画にする。そのために関電に作るなということ言うべきだ。

この点を強く指摘しておくが、ただ先ほど「予測だ」と言われた点について、例えば2010年の排出量を考える時、関電係数と全国係数の場合、同じようなことが起こりうることは分かるが、仮に全国係数でやればその影響はたいへん弱い。関電係数でやると、府民の努力とは別のところで目標が乱高下する。だから、全国一律で、環境省でもやっているわけだから、京都でも条例を作る時には全国係数でしっかりとやるべき。ましてや知事が「ダブルスタンダードにならないように」と言っている中で、京都市が全国係数でやっているわけで、ここの乖離が起これば府民には分からない。実際に府民や事業者の削減努力を明らかにするためには、全国係数でやるのが当然だということ強く指摘しておく。

自動車の総量規制につながる具体的内容を「条例」に明記すべき

【光永】次に、地球温暖化対策に関わって、車の総量規制について伺う。「交通需要マネジメント施策基本計画」が策定されたが、ここでCO2削減の観点や自動車総量をどう減らすかについて、どういった論議がされたのか。また、今後の課題、あるいは京都府の役割をどう考えるのか。

【企画環境部長】いま実証的な社会実験を行っているが、基本は公共交通にシフトするためにはどういう方法が有効かを模索しつつやっている。全国的にはあまりやられていない中、試験的、モデル的にやっており、一つは車に乗らない、要するに公共交通への意識をシフトさせていく。あとは乗ったとしてもCO2への影響の大きい渋滞をどう緩和するのか。そういう車の賢い使い方の実験をしている。

【光永】私が聞いているのは、自動車総量をどう減らすのか、その課題は何かということ。いま宇治などでやられていることは承知しているが、やはり総量規制が条例に盛り込まれるべき。例えば、京都市内が中心になるが、例えば、四条河原町で調査を実施したデータでは、通過交通の8%が配送車両で、マイカーが20%、残りが全てタクシー。規制緩和でタクシー台数が増えている。事業者努力だけで規制できるか、これは難しいので、やはり京都府なり行政サイドで、「ロンドンタクシー方式」を取るかどうかは別にして、色んな方式で総量規制を行っていく。そうした方向の努力が民間でもはじまっている。こうした中、新しく車の総量規制を府の責任で行っていく、その内容を、是非、条例に盛り込んでいただくよう強く要望しておく。

新井 進議員（日本共産党・京都市北区）

学研都市のこれ以上の開発は行うべきでない

【新井】学研開発について、都市基盤整備公団（現・都市再生機構）が、木津北地区・東地区については

「住宅需要が見込めない」ということから「事業の中止」を決めたが、北地区だけでも公団が買収したのが90ヘクタール、東地区で25ヘクタールは公団が買収しているが、これらの活用も含めて、その後の検討はどういう状況になっているのか。また、木津中央地区も見直しが表明されていたが、見直しの状況は、いまどうなっているか。

【企画環境部長】 再生機構が中心となり、木津のまちづくり委員会を最近設置した。その中で、北地区・東地区・中央地区についてどうするのか、町も府も入り検討している。具体的には、中央地区にはオオタカの問題もあり開発方法をどうするのか、北地区・東地区については事業中止にむけてどうしていくのかについて、いま協議がされている。

【新井】 中止を決めざるを得なかった点で言うと、「住宅需要が見込めない」ことは明らかだが、学術研究施設用地も、相当、全体で見ればまだ残っている。その点で、平成14年11月の決算委員会の際、進捗状況を示していただいたが、当時、精華・西木津地区で44ヘクタール、木津南で47ヘクタールの学術研究施設用地が残っていたが、その後の進捗はどうか。また、精華・西木津地区では、関電と大阪ガスなどの27ヘクタールが「計画中」となっていたが、これはどうなっているか。また、バイエルが撤退したあとに、ロート製薬が進出するようになったが、住友金属やキャノンなどが閉鎖したあとの利活用状況はどうなっているのか。

また、「提言」で「景観を阻害している未利用地等においても、修景・緑化による工夫等を施していくことが必要」とされているが、これはどういうことを考えているのか。

【企画環境部長】 大阪ガス、キャノン等の跡地は、再生機構を中心に、鋭意検討されているが、まだ具体化するには至っていない。また、木津南・中央地区の施設用地の開発は、その後の進展はない。修景整備等は、参事の方から回答させる。

【参事】 修景整備については、国の方からそういうことも考えるべきでないかとの提案がされた状況で、これから委員会で審議いただく状況。

【新井】 大阪ガスもキャノンなどと同じように都市再生機構で検討しているのか。関電と大阪ガスは、「計画中」で、大阪ガスが検討しているのではないか。

【企画環境部長】 申し訳ありません。大阪ガスの所有地なので、大阪ガスで検討している。

【新井】 いずれにしても、14年の段階で精華・西木津地区で44ヘクタール、木津南で47ヘクタール。これはほぼ整備が終わっている土地で、それがいま研究施設用地として使うメドがないから、修景・緑化などという話が出てきている。明らかに研究施設用地が過剰になってきている。この点では、製造関係も含めた研究とのタイアップでの土地利用が検討されているが、これを含めてもいま残っている部分は相当なもの。中央地区だけでも、今後58ヘクタールも学術研究施設用地と計画ではなっている。これ以上の開発は、実際には「空き地」を作るだけになりかねない。府としても大幅な見直しを提言し、ものを言うていくべき。この点を求めておく。

山手幹線について、クラスターの開発に先行した早期整備を

【新井】 サードステージに向けて、懇談会から「提言」がだされたが、山手幹線の整備について、これまでから我々は急ぐべきと求めてきたが、南田辺・狛田地区の京阪や近鉄などの「開発の熟度が高まらない」ということで遅れてきた。しかし、今回の「提言」では、「クラスターの開発に先行した早期整備」の必要が言われている。これについては、その後、どうなっているか。

【企画環境部長】 山手幹線は、全長16km、その内11kmができ、2kmについてはいま工事中。あと2.9kmが未着手で、関係ディベロッパーは日生、近鉄、京阪、再生機構だが、この4社が協議を進めてはいるが、ディベロッパーの事情もあり、なかなか難航しているのが現状。

【新井】 ディベロッパーが、儲けのことを考えれば手を付けられないとなるのはいまの経済状況では当然のこと。しかし、用地の提供を受けて道路部分だけでも整備をするというのは可能。また、そういう協力をディベロッパーに求めて、まちづくり全体を成り立たせていかないと、いまの2.9kmが未整備のまま放置されれば、木津八幡線の渋滞問題の解決も含め非常な困難をきたす。土地の提供も含めた調整役を企画環境部が果たすべき。この点を要望しておく。

最後に資料要求だが、学研都市にかかる府の建設事業費について、平成14年度分までで960億円という資料をいただいたが、その後の事業費を資料として提供いただききたい。

JR西日本の安全対策の進捗状況、地元負担のあり方について

【新井】JR西日本の安全計画だが、これで1,200カ所ほどATS-PやSWを付けるといことになっているが、いまの府内の対象と設置状況はどうか。

【企画環境部長】前回の事故以来、再三にわたりJRとやりとりをし、その中で安全計画も出てきたが、これはATS-SWだけがすべてでなく、研修計画やダイヤの見直し、安全ミーティングなど、色んな計画をいただいている。この中で、ATS-SWの設置については路線毎の設置は出ているが、府県毎には、JRの方から実際に現場で実施設計をすることで、若干のブレが出るので、いましばらく待つて欲しいと言われている。府としては、府民は例えば東海道線では大阪まで行くわけで、路線毎の計画を検討し、それによって、これは監督官庁である運輸局が中心となるが、JRの進捗を確認していく。

【新井】JRの方の出し方はそうかもしれないが、年度内の計画に対し、進捗があまり芳しくないと聞いている。安全第一ということでは、これは最優先でやられるべきで、まして先日の設定にミスが発生しているだけに、JRが本気で取り組むよう働きかけていただきたい。同時に、安全対策のためにはATSだけでないとのことだったが、現に、同志社前駅のホーム延長や長岡京駅などの転落防止ガードの問題など、住民の側から相当たくさん危険箇所が指摘されている。こういうものも、府としてもチェックし、安全対策を求める働きかけを強化して欲しい。

もう一点、エレベーターの設置などについて、私鉄の場合は、エレベーターを設置すれば、建設費などを含め補助金が出るが、建設も維持も私鉄が行う。しかし、「自由通路と結びついている」などが理由になって、JRの場合は、例えば長岡京駅であればエレベーターの維持管理まで市がずっと持っている。宇治駅なら、4つのうちのホームに降りる分だけJRが持つが、通路と結びついている部分は宇治市持ち。しかし、改札に行くにはそのエレベーターを使うわけで、JRもその便宜供与を受けている。そういうものを全部、JRの場合は地元負担としており、全国的にも批判が出ている。並行在来線なども丸まる自治体持ちという事態も起こっているが、この点で、JRの考え方を変えてもらわないと自治体負担がほんとうに大変だ。この点は、企画環境部としてどう考えているのか。

【企画環境部長】安全対策については、例えば踏切の安全の向上対策や非常停止ボタンの設置、あるいは転落検知マットの設置など、細々した計画もいただいている。府としては、あくまでもJRがあのような事故を二度と起こさないように、JR自身がそのために体質改善も含めどうしていくのか、真剣に取り組む問題であるし、京都府が府民の命を守る立場から、それを後押しもするし、見守りもし、あるいは監視もして行く立場と考えている。指導監督官庁は運輸局だが、運輸局が進捗状況を立ち入り調査もしてずっと追っかけているが、府としても、再三、安全対策の徹底、現状はどうなっているか、こうしたものを求めている。

地元負担の問題については、経過もある問題かと思うが、確かに私鉄の場合は採算路線を中心に発達してきたが、その意味で私鉄とJRの色んな経過もあって、対応が異なってきている。基本的には、地元としては、これから将来に向かって、JR、国等と十分に検討すべき課題と考えている。

●他会派委員の質問テーマなど

【大橋】①KTRのATS-SW設置、看板付け替えなどの安全対策について。②JR福知山支社の人員削減問題。KTR対策上も支社を位置づけ、守るべき。

【石田】経営品質、セルフアセッサーの取り組み状況は。

【松岡】①IT化とその情報セキュリティ対策。②学研都市への交通アクセス問題。奈良線、片町線、京阪奈新線の整備状況と優先順位などの整備の方向性はどうか。

【山口】地球温暖化プランに関わって、自動車の排出規制の現状は。事業者や府民の「自主的取り組み」の範囲でとどまっていよいか。

【水口】屋上緑化の促進について。まず公共施設での導入促進を。

【奥田】①不法投棄監視の現状と成果は。②アスベスト対策。

【林田】①迎賓館の来賓の利用状況は。②府市協調による効果的な行政を進める研究会の検討状況は。

【中小路】①「いかかくナビ」の取り組み状況は。②予算改革プログラムに関わって、公会計への企業会計手法の導入状況はどうか。

【西田】環境問題、人口動向、経済などをめぐる長期的展望をどう企画環境部は把握し、府の企画に生かそうとしているのか。例えば少子化傾向は、短期的には社会の支え手の問題として存在するが、より長期

的な人口構成の観点から見れば、そんなに問題なのか。

【上村】①デジタル疎水は災害ボランティアセンターとつながっているのか。②硫酸ピッチ対策のその後の状況は。③産廃税がどう研究事業に結びつくのか。

【角替】①自転車の交通安全対策の現状と課題は。②野球少年の練習中の死亡問題をスポーツ振興の観点でどう捉えているのか。

【上田】①京丹波町のアスベスト問題について、府民通報で発覚した経緯は。工場は現在稼働しているが、指導の状況は。アスベストを扱っていた機械の撤去についてどうなっているか。周辺の運送会社の従業員を含め、健診の案内はどうなっているか。周辺集落への不安解消などの対応策は。【環境政策監】大気汚染防止法上の届出の漏れの範囲であり、当該機械の撤去と顛末書を指導した。11月15日付の「保健所だより」で健診などについて案内する予定。【上田】機械の撤去はされたのか。【環境管理室長】できる限り早くと指導しているが、アスベストが含まれた在庫は、現在はない。【上田】11月15日の「保健所だより」で健診などを案内するだけというのは、いかがなものか。誠意ある対応を要望する。

企業局書面審査（05年11月8日）

前窪 義由紀議員（日本共産党 宇治市・久御山町）

乙訓浄水場系の過大な水需要を前提にした府営水おしつけを見直せ

【前窪】乙訓2市1町の水道事業について、16年度決算で、長岡京市では約4300万円の赤字、累積欠損金は1億円を超えた。向日市でも4000万円の赤字、累積欠損金は約7億2000万円と増え続けている。大山崎町は、約3億円の黒字だった水道会計が、府営水導入後、赤字に転落し16年度で約6000万円の赤字、累積欠損金は約5億7000万円になっている。とくに大山崎町は、水道会計は約6億円なので、大変な事態になっている。16年度実績で、本府の供給水量との関係は、2市1町で基本水量、日量4万6000トンに対し、2万4000トンで52・4%程度にとどまっている。

基本水量は、過大な水需要を想定したもので、実績水量との乖離が非常に著しくなっている。21年度までの供給水量も過剰なもので、基本水量への到達が困難になっているのではないかと。この点での、企業局の認識はどうか。

【企業局長】乙訓浄水場系の2市1町の水量は、委員指摘の数字。私ども既に水源手当を含め設備投資をしている内容は、乙訓2市1町の市町の要望に基づき手当をしているので、これらの水源、設備投資に要する経費については、既に手当が終わっている内容なので、お願いしたい。私どももできる努力は行った上で、現状の形で負担をお願いしている。こうした中、協定水量についても、この間1、2回見直しをしており、概ね乙訓浄水場の現在の処理水量である日量4万6,000トンに到達する時期は、委員指摘のような年度に変更し、修正をした上で到達をするということで協定を結んでいる。その見直しについては、いま言われた市町の水道事業の決算等を見ても、色んな意味で府営水道の受水量の増大を今後とも引き続きお願いをしながら、可能な限りこの水準に到達できるように努めたい。

【前窪】到達した時には、それぞれの水道会計が破たんをしている。こういうことになるのは、16年度の2市1町の決算状況を見れば明らかではないか。17年8月22日付で、向日市長、長岡市長、大山崎町長から知事宛に、「京都府営水道（乙訓系）の供給料金等に関する要望書」が提出されている。この中で、「水需要は当初計画から大きく乖離している」「一般家庭及び企業の使用水量の大幅な伸びは期待できない」「2市1町では、財政健全化のため、料金の改定、職員定数の削減、経費の徹底的な見直し等経営改善に努めてきた」「しかし、何分にも府営水道の受水費への支出負担が大変大きく、17年度においても大幅な赤字が見込まれている」。そこで要望事項だが、その第1項目目に、「府営水道の受水費用が乙訓2市1町の水道事業経営を大きく圧迫していることから、受水水量等の弾力化について、特段のご配慮をいただきたい」と要望されている。

そこで、基本水量に関する協定、これは平成10年3月30日に締結されており、供給水量に関する協定が平成11年6月30日に締結されているが、2市1町の市町の長が言われていることは、この協定を見直して欲しいということではないのか。この点をどう認識しているのか。

【企業局長】協定水量まで到達した時には、2市1町の水道会計が破たんするのは目に見えているとの指摘だが、仕組みとしてお分かりいただけと思うが、私どもは既に投資分の基本水量4万6,000トン分、

これは2市1町の合計だが、この基本水量分を現在いただいている。これについては、水の需要を2市1町で4万6,000トンまで上げていただいても、その基本料金については一切あがらない。仕組み的にはそうなっている。いまの指摘については、必ずしも受水量を増やすことが市町水道の経営を圧迫するということになるかどうかは分からないものと考えている。

2市1町の首長さんの要望については、受水水量の弾力化ということで、首長さんらの真意は受水水量、つまり基本水量を現在使用している水量まで落としてもらい、そのことによって基本料金の算定の基礎になる水量を落としてもらいたいという趣旨と理解している。しかし、この点での考え方は、私どもも、これについてはなかなか難しいということ、今年の夏の要望の際にも縷々説明し、了解を求めているところ。

「供給水量は毎年、…該当する市町と協議」との条例上の規定を、どう運用しているのか

【前窪】だから、私は、2市1町の首長さんらの要望は、基本水量の協定の見直しということになっていくのではないかと聞いている。

そこで、次に進むが、「京都府営水道の供給料金に関する条例」第2条では、「供給水量は毎年、年間における1日当たりの最大受水水量を定めて、知事に申し込み、知事は、当該する市町と協議の上、1日当たりの最大給水量を決定すること」になっているが、この点ほどどのように運用されているのか。

【企業局長】いま現在、条例に基づき、毎年度、受水市町から受水量の申し込みをいただき、その水量で運営をしているところ。

【前窪】この条例で私は協議をすべきだと思う。毎年やられているというのであれば。そこで、この条例では、第3条で、市町が基本水量の変更する場合にも、この条例を「準用する」となっている。だから、基本水量等の協定の見直しなどについては、私は、毎年度、毎年度、市町が申し込んで、知事が市町と協議をして供給水量を決定するという仕組みだから、毎年この問題については協議をしてしかるべきだし、そうすべきと思うが、いかがか。

【企業局長】毎年度、一から新たに出発しようということ、組み立てられているものについては、字義通りの話になるかと思うが、私ども手続上は毎年度協議をしながら申し込みをいただいているが、その背景には、申し上げているように、申し込まれた水の量を確保するための水源の手当や浄水場の施設整備など既に投資した資本、これらをどうするのかということについて、毎年度、市町にはご理解を求め、その基本的な精神の部分については2市1町にも一定理解いただき、毎年度協議をしながら受水量を定めているという仕組み。

【前窪】では、なぜ、毎年のように2市1町の首長さんからこういう要望が出てくるのか。条例の運用が現実に即していないと指摘せざるを得ない。

今後、構成市町の要望、毎年の供給水量の申し込み、これらについて十分に協議し、こういう要望書が毎年出されるということは、結局、過大な使わない水をどんどん使えということになっているのだから、これほどの資源のムダづかいはない。この点で、十分な協議をするように強く求めておく。

過大な水需要計画を見直し、天ヶ瀬ダム再開発計画から撤退を

【前窪】現行の措置は、3浄水場接続までとされているが、22年度から新しい3浄水場接続という当初の計画があるが、22年度以降になれば抜本的な解決の保障はない。3つの浄水場を接続することになれば、宇治浄水場系の水利権確保として、天ヶ瀬ダム再開発計画に参画している問題もある。16年度の基本水量の各浄水場系での使用状況を見ていると、宇治浄水場系は61%、木津浄水場系は57.5%、乙訓浄水場系は52.4%。いまの水利権で十分で、新たに水利権を確保しなくても十分にやっつけられる。そういう規模にいまの府営水道の規模はある。だから、天ヶ瀬ダム再開発事業からも撤退し、22年度以降も、将来にわたって新たな水源費負担等が水道料金にかかってくるようなことは、絶対に避けるべき。この点はいかがか。

【企業局長】私どもは、府営水道の今後の予測を行い、いかなる場合でもその予測された水の量が確保できるだけの水源を手当てする必要がある。この立場で算定しており、必要な水需要予測の結果出てくる日量17万1,800立米の水を確保するため、その水源として毎秒約2.64トンの水源が必要であるとい

う結論に基づき、昨年度来、不要になる暫定水利権については一部を放棄したところ。天ヶ瀬ダム再開発事業については、いま申し上げた計算の中で、毎秒約2.64トンを確認する上で必要な水量なので、引き続き再開発事業に参画していきたい。

なお、委員指摘の3浄水場系の府水の協定水量に対する実際の水量の比率は、これは実際の水の供給した量の割合であり、委員も指摘されたように、私どもが行っているのは日最大給水量を基準にしながら、各市町との間で話を進めているので、必ずしも先ほどの比率は実態を表現していない。

【前窪】私は、そちらこそ実態を調べて欲しいと思う。宇治浄水場系の実績水量は先ほど言ったが、それを受水した宇治市が、それを全部使っているかということ、そうではない。実態をよくつかむべきだ。このことを指摘しておく。

また、水道懇の水需要見直しでは、0.9トンが不要となると計算されている。そうすると天ヶ瀬ダム再開発事業の水利権分0.6トンを見直す余地は十分にある。なぜ見直さないのかということ、何回も指摘してきたが、国土交通省の利水安全度0.5トンを見ているからではないか。これは精査すべき内容が含まれている。国土交通省の淀川水系委員会などでも論議されているわけで、是非、企業局も論議して、本当に0.5トンが必要なかどうか、これは自らの判断で検証すべきでないか。

【企業局長】先ほど申し上げた仮定の中では、京都がいま取水しているダムや河川の利水安全度を考慮し算定している。利水安全度については、委員指摘のことはあったが、私どもは、20年に一度の渇水期であれ、ダムにお願いしている水量が、実際にそのダムに水がなくなった時、維持用水しかなくなった時には、いま確保している水源の水利権量の割合に応じて安全度が低下してくる。その場合でも必要な水の量を確保できる姿勢は、私ども浄水供給事業者としては当然の責務だと考えおり、この利水安全度を考慮した水源を確保する立場。

なお、利水安全度の根拠等が不確かであるという指摘については、これは河川管理者が明治以来の過去の幾多のデータを積み上げ、その河川の利水の安全度、逆に言うと渇水度合を計算式で、実績を積み上げながら算定しているものと理解しているので、このデータを使用指針にしながら利水安全度を計算していくということ。

【前窪】利水安全度の0.5トン分は、私は、大阪の府営水道の検討では、工業用水の水利権の転換だとか、農業用水の水利権の転換だとか、つまり従来から踏襲された水利権という考えがあるが、しかし現実には農業や工業の状況変化で使われていない水が水利権としてある。これらの転用などもぜひ検討すべき課題だと思う。あらゆる角度から再検討して、過大なダムの建設あるいはダムの再開発が、直接府民の水道料金に跳ね返る仕組みがあるわけで、この高騰を抑えるためにも、将来にわたり過剰な投資を少なくしてゆくということを考えていくべき。この点を強く指摘しておく。

●他党派委員の質問テーマなど

【大橋】三和工業団地への進出企業が3社しかない原因をどう考えているのか。国道9号線の改修がなされないことが支障ではないのか。

保健福祉部・決算書面審査（2005年11月2日）

島田 敬子（日本共産党・右京区）

負担増で受診抑制が広がる中、福祉医療助成制度の拡充を

【島田】冒頭に部長から、明るく健やかな健康長寿の京都府づくりに取り組んでいるという話があった。現実には相次ぐ医療費の値上げ等で受診抑制あるいは健康障害などが広がっている。保険医療計画を策定された当時、患者の受診状況の調査がされているが、平成8年度と14年度の調査比で、0歳から14歳代で20.2%、15歳から64歳の働き盛りの世代で受診率が減少している。私は長引く不況と負担増、ちょうど97年にはサラリーマンの1割から2割の負担増があったが、深刻な影響がでている。こうした中で、政府は、更に小さな政府ということで、医療改革、負担増と給付削減という方向で暴走をはじめているが、本当に今、自治体の役割が重要だ。国の制度の問題については、持続可能な制度とか、受益と負担と知事は言うておられるが、私は、きちんと国に発言をして頂きたい、府民の命と健康、暮らしを守るために、ものを言う必要があると思っている。この点は指摘だけしておきたい。

保険医協会が、2004年の10月から今年4月まで、医療現場の実態調査をしているが、この医療費の窓口負担値上げで、5割弱の医療機関で窓口負担増による苦情や診療内容への影響を経験したという結果がある。未収になっている医療機関もあるそうだが、検査や投薬を拒否する患者さんが増えている。それから、高脂血症など自覚症状の少ない患者さんが来られなくなり、間引いて28日分のお薬を40日に分けて飲んでいるという事態がある。最悪の事態は、在宅酸素療法患者の中断事例が73例報告され、その中で死亡例が3例ある。苦しいのを我慢して酸素を止める、病状が悪化して入院する、そして退院を繰り返す。それでも助からずに3例、死亡されている。そして、不明だとか、患者が来なくなったということも起こっている。私は、医療費のお年寄りの1割負担が導入された時に、せめて在宅酸素療法の患者さん方を救うのに、重度心身障害老人健康管理事業の対象を3級まで拡大すべきと求めたが、その後の検討状況はどの様になっているか。

【次長】在宅酸素療法の患者さんを含む、呼吸器障害などの身体障害者に対しては、重度心身障害者医療でカバーできるものはカバーしつつ、一方で、1、2級の方を対象にしており、対象にならない方があることも事実である。その中で、在宅酸素療法にかかる患者さんの医療費の在り方について、国に対してこれまでも繰り返し要望を行ってきているところ。

【島田】死亡事例まで出ているということで、これは回答頂いた773医療機関の中の調査なので、もっと深刻な事態があるのではないかと危惧する。1、2級では在宅酸素療法の患者さんが救われないということで、この様な事態がでているわけで、国の制度にしたいのなら、京都府が独自にまずやって、そして国の制度にする、この程度は行うべきだ。現に20の都県で拡大されており、府内でも20自治体を実施されている。京都府内のどこでも救っていくために、京都府の制度としてぜひ拡充をして頂きたい。少なくとも腎臓、心臓、呼吸器、内部障害に適応できる様に、早急な実現が求められている。検討したのかどうか、財政的にはどれくらいあれば出来るのか、いかがですか。

【部長】福祉医療制度の問題については、島田委員が紹介された保険医協会の調査結果について承知していないが、基本的には、医療を必要とする人たちが、経済的負担が耐えられないために医療を中断しなければならないということはあってはならない事だ。その上で、国レベルで整理することと、都道府県がすべきこととの間には役割分担があつてしかるべきだ。その点で私どもは、国がやらないなら、先に府がやるべきだという考え方には、直ちには賛成しかねる。京都府の福祉医療制度全体を見ると、全体としては、全国的に見ても、遜色のない制度を維持してきており、また、いろんな制度改革の中で、必要な福祉医療制度の見直しは今後も必要だと考えている。検討はしていくべきだと考えている。

【島田】具体例で拡充を求めている。財政問題も返答がなかったので、深刻な事態にも関わらず、やはり、きちっとした検討や研究がされていない。今後、見直しも含めて検討がされるということなので、ぜひお願いをしたい。大体、セーフティネットなどと言うが、全ての人たちを、最低限、文化的に健康に、いきいきと暮らせる、その保障をつくるというこれまでの大目標の点から考えると、どんどん網からこぼれる様な人が出るような制度は元々欠陥であつて、その下にまた荒いネットしかないということになると命を亡くすという事態になる。役割分担というけれども、最終的に住民の健康や命に責任を持つ地方自治体として、やることはやるという決意が頂きたい。併せて、障害者自立支援法が国会で強行されましたが、これまで公費負担医療となっていた精神通院、厚生医療、育成医療などに1割の定率負担が導入されることになった。心臓病の子ども達や統合失調症など重度の障害者等に継続的な医療が保障されるのかどうか不安が広がっている。アクションプランでは公費医療助成制度の拡充等も盛り込まれているが、今後どの様

に検討されるのか。お聞かせ頂きたい。

【部長】一昨日、障害者自立支援法が国会を通過して成立したところ。10月の段階で全国の担当課長会議が厚生労働省の主催で開かれ、その中で説明を受けている限り、政省令の中身も一定、部分的な説明がされている。それによると、自立支援医療については、低所得者のところで、生活保護のところはゼロ。低所得1は、大体、障害福祉年金2級の程度の収入で、年収で80万円くらいの収入だが、それが月額2,500円。年収がそれ以上で、3人世帯で大体300万円位の収入がある方で、月額医療費の上限が5,000円となっている。統合失調症や躁鬱病など重度で継続的な治療を必要とする方達には、更に、市町村民税が課税されている方、所得税が課税されている中間所得層に対して、5,000円、10,000円という条項が設けられており、低所得者対策が講じられる予定になっているとの説明を厚生労働省から受けている。

【島田】介護保険制度にしても、障害者自立支援法との問題も、高齢者医療の問題も、軒並み負担増ということで、受益と負担、サービスが欲しければ負担をせよという発想がおかしい。いろいろ低所得者対策をとっても、制度間のバランスもアンバランスになっている。手直し、手直しで、法律ができた最初から、たくさんの付帯決議が国会でつくような状態で、この辺を含めて、総合的な自治体レベルでの検討をぜひ行って頂き、足りないところを、福祉医療助成制度、現行の制度を拡充して救えるものなら、ぜひ実現をしていただきたいと要望しておきます。

府立病院とリハビリテーション総合対策の充実を

【島田】16年度末をもって府立洛東病院が廃止された。近所にも回復期リハビリ等があるという理由で廃止されたが、現在、多くの患者さんがリハビリを受けられない状況に追い込まれている。日赤で急性期治療を受けた後、洛東病院へつなぐというのがこれまででしたが、この受け皿が無くなり、日赤の脳卒中情報センターから回復期リハビリへいくのに何か月も待たなければならない状況だ。更に、府立医大で急性期リハビリを充実して頂いたが、受け皿の回復期、大原記念病院も満杯である。洛東病院が無くなった後、日赤に紹介を頂いた患者さんの多くが、日赤で外来の患者数に制限があることから、十分なリハビリを受けずに地域の開業医さん等に回されているという事実があって、例えば、脳梗塞等を患い、後遺症のある方で脳神経外科的な診断と治療をずっと継続しながらリハビリを受けているという様な患者さんは、地域の整形しかないリハビリに行かれて毎日が大変不安だと、こんな声も聞いており、周囲にそういう心配な患者さんがいるという話もあった。現在、回復期リハビリというのは、どの程度、整備されたのか改めて伺いたい。京都府リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターも指定もされたが、今後の取り組み、課題について端的にお答え頂きたい。

【部長】地域リハビリテーション協議会の関係だが、昨年度までに整備していた所に加えて、今年度に入ってから現在まで、6つの全ての医療圏で地域リハビリテーション協議会及び拠点の支援センターへの指定が済んだところ。今後は、今年の4月1日に京都府の保健福祉部の組織として設置した京都府リハビリテーション支援センターを核にしなが、圏域ごとに設置された地域の支援センターとのネットワークを組みながら地域のリハビリテーションの推進を、連携してすすめていく。或いは、人材の養成をしていくということが、これから重点的に取り組みたい課題である。

【次長】リハビリ病床の数だが、只今手元にご資料がないので、詳しい数字はないが、約30病院ということで、量的な整備は順次進んでいるという状況。そうした中で、先ほど部長が申し上げた様に、順次拡大されている量的な整備に対応して、地域での連携をすすめていく事が重要で、地域リハビリテーション支援センター等で対応を図っているところだ。

【島田】30というと、変わっていない。全国的にもこれは頭打ちになっている。京都府が指定された地域のリハビリテーション施設、山城北圏域の第二岡本総合病院を除いた、その他の公的な病院も含めて、回復期リハビリ病棟がない。量的にぜんぜん満足していない。連携をとっていくことは重要だが、リハビリテーションの医療提供体制そのものが地域偏在をしており、不足しているという状況なので、この点も含めて、量的な整備を、もちろん質の向上も必要だが、ぜひ支援を頂きたいし、特に京都北部の、京都府が直接責任をもつ与謝の海病院等も、リハビリ施設がなくて豊岡へ行ったり、あちこち行ってらっしゃるので、在り方検討委員会でも機能強化が要望されていたが、ぜひ、京都府の責任で充実して頂きたいと要望しておく。高次脳機能障害等の重度障害者の受け入れ問題等についても、ぜひ引き続き検討を頂きたい。

DV対策、婦人相談所の体制強化について

【島田】改正DV法で配偶者暴力支援センター機能を市町村にも設置できるようになったが、現在京都府では婦人相談所1箇所になっている。より迅速で的確な専門的相談が可能となるよう、地域バランスも考えれば少なくとも、府北部、南部にセンターが設置をされる必要がある。今後の方向性について伺いたい。

また、婦人相談所の相談件数12,031件、そのうちDV相談が7,814件ということで、1,7倍の増加。時間外も1,7倍増加。そのうちDV対応が236世帯、507件となっている。相談員、或いは、支援調整員の増員が行われているが、いずれも非常勤だけということになっている。専門的な相談機関なので、ぜひ、身分の安定した職員が必要であると考えているが、併せてお聞かせ頂きたい。

【福祉総括室長】 DVの相談の関係だが、現在、婦人相談所の方にDVのセンター機能を付加して、そこでいろんな相談に応じているところだが、できるだけ地域の中で、密着したきめ細かな対応をするというような事は認識をしている。DVの法律が変わった関係で、各都道府県にDVの基本法を作るべしということがあり、今各局の方で、私どもも加わってやっている。また、一方で、家庭支援の相談体制をどのようにしていくかということ、懇話会をつくり検討して頂いているところで。そうした中で、今後きめ細かな相談対応が可能になるような取り組みについて、いろいろご意見を伺いながら検討していきたい。また、相談に応じる婦人相談員の関係だが、これは売春防止法という法律があり、婦人相談員については非常勤の嘱託ということで、法定で定められているもの。その法律に従った形での設置となっているところ。

【島田】 婦人相談所の複数窓口の設置、婦人相談所の全体の強化を求めておきたい。嘱託相談員1週で30時間、支援調整員は1週で24時間。この支援調整員の方が非常勤で夜勤体制に入っておられる。非常勤だけであたっておられる。夜間においても、窓口の対応いかんによっては二次被害をおこす恐れもあるし、また、DV対応の相談員のバーンアウト等も全国的には問題になっているので、国の方でも改善するところがあるが、資質の向上とより専門性の高い職員を養成・確保するためにご努力を頂きたい。そのためにも安定した身分の方をぜひ採用すべきだと強く要望して終わる。

光永 敦彦（日本共産党・左京区）

深刻な小児救急医療体制の整備を

【光永】 平成16年の小児救急医療体制調査研究事業が行われて、とりまとめが出された。その中には、初期や二次、三次と相当な対応をしなければ、小児救急医療提供体制が深刻な事態になるという厳しい指摘、提起があった。京都・乙訓の二次医療圏の小児医療救急の体制整備が大変課題だという論議がされて、特にその中でも、三次救急常時受け入れ可能病院がないということが指摘されていた。府として、これらの指摘についてどういう認識をされ、今後、三次救急常時受け入れ体制をどういう形で整備されようとしているのか、目処があればお聞かせください。

【医療室長】 小児救急医療体制の関係だが、特に京都・乙訓医療圏の小児救急の受け入れの体制を整備するために、京都市が救急診療所を従来休日しかやっていなかったものを、今年の9月から平日の準夜帯まで広げるということで取り組みがされている。それに対して京都府も、府市協調という観点から一定の助成をすることになっている。京都・乙訓医療圏の二次救急については、その地域の患者の受け入れについては、京都の場合、特に第一日赤、第二日赤、京都医療センター、特に小児救急医療機関とは、特定はしていないが、救急救命センターが受け入れると、その役割を担うということになっている。

【光永】 16年の小児救急体制の研究事業のなかでは、常時無いことが大変問題だと、整備の課題があると、言われている。今の話なら、空いているベッドなどの状況もみながら、トライアージしていくとなっているので、常時の受け入れ体制を図るべきという指摘についてはどう認識されているのか。

【医療室長】 特に重症の患者については、小児救急医療センターで受け入れるということになっており、救命救急センターは常時24時間受け入れ体制を整えているところ。

【光永】 この答申の中では、研究事業のまとめの中では、先程述べたとおりの指摘が重くされているわけで、その論議のなかでも、三次の受け入れ病院が、常時の受け入れ態勢がなければ二次も受け入れられないと、こういう意見も出されたと聞いている。こういう点については、現状で満足しないで、常時受け入れられる体制を、府としても、何処にするかは別にして、早急に立ち上げて頂きたいと要望しておく。

二次の関係だが、二次救急の輪番制には府立医大は参加していない。今後、府立医大では外来診療棟の整備が始まる。これはもう目前の話だ。本会議の答弁で、小児医療センターを今後設置していくと知事からの話があった。それがどういう形になるのか、外来診療棟の整備をしていくとなると、特に二次救急の輪番制に府立医大が入ろうとなった場合に、急性感染症等を受け入れる施設が現在は無いということになっているので、急性感染症等の受け入れの態勢をどう整備していくのかという事も重い課題だ。これが整備されないと、二次の輪番制にも、府立医大としては入っていく条件がなかなか成り立たなくなる。保健福祉部としては、整備が目前に迫ってきているので、どう考えるのかお聞かせください。

【次長】 府立医大の外来診療棟の整備については、今、まさに検討段階。京都府の小児医療において、最高度の医療が提供できる体制を整えて頂きたいと、こういった観点で要請をしているところ。そういった

中で、救急医療の在り方ということについては、やはり役割分担があろうかと思う。小児の場合、一次、二次、三次と、言い方は一応あるが、実際に、大人と違って、三次かもわからないし、一次かもわからない、そういった事があるので、先程、医療室長の方から言った様な休日の診療所、或いは、病院群輪番制の中での対応、そういったものをバックアップする。そうした機能を担って頂く様、引き続き要望していきたい。

【光永】形がどういうふうになっていくのかというのは、長期的な視点で、市立病院がどういう役割を果たすのか、府立医大がどういう役割果たしていくのか、これはまだ、論議の余地があると思うが、当面の話として、最初に述べた調査事業の答申の中では、このまま推移したら崩壊する可能性があるという様な重い提起もされているわけで、診療棟整備が始まるという直前だから、急性感染症等の受け入れも含め、しっかりと位置づけて、いずれは府立医大が二次輪番に入っていける様に要望しておきたい。

DV被害の相談・支援体制と、母子生活支援施設の拡充を

【光永】改正DV法に基づいて、基本計画が現在策定中と聞いている。改正法は被害者支援を柱にするということなので、これに基づいて計画されていると思うが、その案が、もし取りまとめられていけば、お出し頂きたい。具体的にお聞きますが、今、一次保護の委託契約がされた母子生活支援施設、これは、京都府内では大変数が少ないと認識しているが、現在の入寮者の実数とその傾向について分かるか。

【こども未来室長】京都府内の母子生活自立支援施設、3施設に対して、一次保護の委託契約をさせて頂いている。実数については、16年度で23世帯の方々をお願いしたところ。

【光永】全体の数自身がすごく少ないなかで、相談件数も急増しているという事態がある。今、23世帯ということだが、私は、先日、吉田母子寮に何度目かの訪問をさせて頂き、直接、話を聞いた。DV等による入所が急増しているという話で、大変苦勞されていた。他府県から施設が空いているのかという直接の問い合わせや、京都市内からの問い合わせも等も沢山あるということで、それから京都府へ相談されるという様な話も聞いている。精神疾患の方だとか、或いは、当然DV関係でいえば、精神的に不安定な方々も多数おられる。子どもさんについても、社会的ひきこもりの方がおられるという傾向があるということも聞いている。相当複合的な、長期的な、しかも専門的な対応がないと、これも大変な事態になると思うが、その点について、まず、認識をお聞かせください。

【こども未来室長】吉田母子寮をはじめとする母子生活支援施設は母子家庭の方の自立支援という形で設立された施設だが、DVの被害者の方が大変多いのが今の現実である。そうした中で、母子生活支援施設と一体となって、様々なDVの被害者の方の支援という形で取り組みをしている。実態として、他府県からの問い合わせ等については、DVの被害者の方の特徴で、同じ府県内での自立というのではなくて、加害者の方から少しでも逃れたいということで、京都府で住まいの方についても、他府県の方の一次保護、或いは、母子の生活支援施設、あるいはシェルター等を活用して、自立支援に向けて指導、或いは、支援をさせて頂いているところ。今後もそうした形の中で、被害者の方の自立支援という形で取り組みを進めていきたい。

【光永】県域も越えた連携というのは、自立支援ということ言えば大変大事だと思うが、具体的に吉田母子寮でいうと、少年指導員や母子指導員が大変奮闘されている。今年度から、子ども相談員も嘱託でこられ、嘱託医師もおられると聞いている。DVの被害の事態からいうと、専門的な対応がどうしても必要になるということだと思う。そこでの加算措置や巡回指導など、いろんな形があると思うが、専門的な対応の強化については、どういうふうにされるのか。

【こども未来室長】吉田母子寮については、今年度から職員を一人増やして4人体制から5人体制にしている。また、入所されています女性に対して、婦人相談所の方でDV被害者の方のDVカウンセラーを実施しているところで、その制度を活用するなど、一体となった自立支援という形で取り組みをしている。

【光永】いろんな取り組みをされていると思うが、現場で、専門的な対応が必要な場合が大変多いという話も聞いているので、専門職員の配置やそのための加算措置をぜひ検討して頂きたい。併せて、DV基本計画が今後策定されていくので、その際には中長期で対応できる体制を、婦人相談所や児童相談所とか、福祉事務所とか、先程あった学校だとか、いろんな連携が必要なので、相談に行く度に同じ事を繰り返す説明しなければいけないという、こういう問題も当然起こらうかと思うので、そういう事の無い様に、コーディネーターの配置とか、態勢をしっかりとって頂きたいし、それらを基本計画にぜひ盛り込んで頂きたいという事を要望しておきたい。そこで、吉田母子寮の件でいうと、老朽化が大変激しくなっており、何度か私はとりあげましたが、部屋も古いし、子どもさんが大変多いという事が実情で、学童の事業も始まったが、乳児の方もおられ、大変危険ではないかと私も一目見て思った。その場で建て替えるのかは別にして、施設の拡充が必要だと思う。全体の数が少ないわけだから、分散配置だとか、いろんな形がある

うかと思うが、これだけ古い施設だから、何とか、応急措置に留まらない対応が必要だと思う。それについては、目処はどうか。

【部長】 DVもからみ、量的な確保の問題については、なかなか社会福祉施設とか、府立の施設で全部対応していくというのは難しいが、民間のシェルターなどとの連携態勢、支援もひっくるめて、連携態勢を図っていく事がこれから重要な課題になってくる。そういうことをした上で、吉田母子寮については、私どもも、あの状況についてはよく知っているので、重要な課題だと思っているが、一方で、相談体制の仕組みが今までと違ってきて、非常に複合的要因になってきており、相談体制の在り方の問題と、吉田母子寮の在り方もひっくるめて考えていかなければならないと思っている。ただし、老朽化した施設については、課題だと思っているが、現時点の今日の段階で、具体的に年次計画をたてて、こんな事をするというところには至っていない現状である。

【光永】 緊急対策として、せめてトイレは男女別にするとか、それぐらいはしてもらわなければならないと思う。ただ、抜本的な態勢については、複合的で専門的な対応が当然必要になっていくかと思うが、そういうソフトの体制と、やはり、施設整備の問題というのはリンクするが、そのことを理由にして縮小するとかいう事になったら困るわけで、DVの被害の方は、大変相談にこられる人数が増えているわけだから、それに対応するだけの施設整備はどうしても必要だという観点から、計画をもってやって頂きたい。

前窪 義由紀（日本共産党・宇治市及び久世郡）

京都府南部の聴覚言語障害者施策について

【前窪】 京都聴覚言語障害者福祉協会が府南部に住む聴覚障害者を対象にして、聴覚障害者の社会参加に関する実態調査をやられている。この内容が地元紙に報道された。内容を見ると、府南部14自治体に調査を依頼され、4市5町から協力が得られてアンケートを実施したということだ。府南部では、その調査の結果、65歳以上の人が69%を占めている。相当、聴覚障害者の高齢化がすすんでいるという事や、視覚や知的など重複障害の方も結構おられ社会参加が非常に困難な人たちが増えているというのが特徴だ。

しかし、必要な支援は、これは施設も含めて充分でないということが、このアンケート調査結果から示されている。聴覚障害者の必要な施策として、情報やコミュニケーション、仕事、各種相談、交流や学習などのニーズが高まっているという様に分析をされている。そして、難聴児の療育支援、高齢聴覚者障害への対応、情報提供、交流や学習などができるデイセンターなどの機能を持つ聴覚言語センターの設置が必要だと。この様に報道されていた。

府北部では、綾部のいこいの村の聴覚言語センターが大きな役割を果たし、日常生活を支える体制が整いつつあると言われているが、私も府南部では相当遅れているし、力を入れていかなければならないと思っている。そういう点で聞くと、南部の聴覚障害者は何人おられるのか。そして、どう把握されているのか。どの様な支援体制が組まれていて、十分対応できているのか。府の認識をお伺いしたい。

【障害福祉室長】 南部の聴覚障害者に関わる対策について、まず南部の聴覚障害者の人数だが、聴覚障害者の数はわかっているが、特に南部で何人ということは把握していない。いずれにしても、南部地域に拠点といった形の施設がないということは認識しており、これから南部にそういった施設を建設するということを含め、十分検討をすすめていきたい。

【前窪】 新聞報道で私が把握しているのは、南部に聴覚障害者はだいたい1,800人近くおられると報道されており、団体などは実数もつかんでおられる。ぜひ、人数くらいはきちっと把握していただきたい。まずそこから始まるのではないかと思います。

聴覚障害者に対する早期支援とか、情報提供の在り方について、検討を急いでほしいと思うが、この点では、障害者の基本計画では、聴覚障害者について非常に簡単にしか触れられていないというところに問題があると思う。この点について、きちっと位置づけて頂きたいと思うが、いかがか。

【部長】 障害者の自立支援計画の中では、障害の種別や程度に関わりなく必要な施策について盛り込んだつもり。南部の聴覚言語障害者のセンターの問題については、以前から聴覚言語障害者協会が南部の市町村にいろんな働きかけや要望をしておられることは聞いているが、今後、市町村の意見も伺っていきたい。

【前窪】 府の計画では、聴覚障害のある人に対する早期支援や情報提供の在り方について検討というところに止まっている。もう少し踏み込んで頂きたいと要望しておくが、それぞれの自治体に団体等から、いろいろ要望が出されていて、南部の広域行政圏では、平成11年度からずっと京都府に聴覚障害者情報提供施設の設置について要望を繰り返されている。こういうようなものはどう把握されているのか。府には団体からは何も聞いていないということだったが。

【部長】 指摘の点は私どもも承知している。ただ、聴覚言語障害者福祉センターに京都府域をカバーするかたちで、今まで事業を委託しながら、京都市と共同で取り組んできたという経過もあるので、この辺の

課題の整理も必要かと考えており、府と市町村の役割分担や協力の在り方なども検討が必要かと考えている。まだ、つつこんだ形で市町村の側と意見交換ができるところまでいってないという状況である。

【前窪】具体化にむけて、市町村とも十分に協議をすすめて頂きたいし、現在対応して頂いているのが、相楽郡聴覚言語障害センターとか、城陽市の障害者生活支援センター。ここに、福祉協会の方から、一定ごく短い時間だが、職員を派遣していただいたりして対応して頂いているが、十分でない。聴覚障害者の南部での実態も十分調査して頂きながら、積極的に対応して頂きますように強く要望しておきたい。

民間社会福祉施設の運営について

【前窪】次に、民間社会福祉施設の運営についてだが、府内に約1,000カ所以上ある社会福祉施設、そのうちの7割が民間の社会福祉法人等の施設ということだ。福祉サービスの向上とか、安心してサービスを提供していくためには、やっぱり、直接の担い手である福祉労働者、マンパワー、ここの労働条件などが、非常に大事になってくると思うし、現に大事になっている。現状はどうかというと、平均勤続年数3年前後であるとか、20年勤続で月給20万円に達しないだとか、非正規職員が半数占めているだとか、夜勤などは正規職員ではなくて、非正規職員、アルバイト、嘱託、こういう対応の所もあるようだ。それぞれ、施設によって具体的な事情は違うかもしれないが、総体として民間社会福祉施設等では非常に厳しい運営を強いられている。従来、府の予算でも、それに対して一定のいろいろな助成をしてきたが、この16年度で、職員の健康診断助成がなくなった。それから、職員研修対策費補助の一人あたり金額、これが大幅に削減されているし、職員共済会事業への補助、これも削減されている。こういう事だが、府の予算の削減で民間施設にどのような影響がでているのか、そういうものを調査されたか、また、民間の施設から聞き取りをされたということがあるのか。

【福祉総括室長】民間社会福祉施設に対する振興対策、これは大変重要であり、京都府独自の施策をこれまで講じてきた。現在も講じている。今、指摘のあった研修、健診の事業については、15年度まで実施をしてきたが、社会福祉の、いわゆる介護保険とか支援費などの新しい制度が導入されて、社会福祉制度が措置から契約というふうに大きく変わる中で、施設経営についても、新しい動きに対応していく事が非常に求められていたという事もあり、限られた予算をどう重点的に施設の必要なところに使うのかという観点から、16年度から施設利用者へのサービスの向上を重要課題として、それまであった補助制度を、安心安全レベルアップの補助金というような形で組み替えさせて頂いた。研修などは、この制度の中で各施設の方で取り組んでいただいている。また、健診については、労働安全衛生法の中で介護職員の腰痛の健診も含めて、施設の方で取り組んで頂くということで、現に取り組んで頂いていると聞いている。

【前窪】私は、現場がどうなっているのかということで、120定数の保育園の状況を聞かせてもらった。職員の健診助成は、従来、正規職員、フルタイム勤務パート職員が対象ということでやられており、一人あたり7,140円だと、20人が対象で142,800円。これが全部無くなったということで、17年度より、もう、園ではこの事業は廃止したという事であった。それから、職員研修対策補助費は、16年度から安心安全レベルアップ対策事業になった。一人あたり42,800円。15年度、園全体では856,000円あったが、16年度から参加者一人あたり20,000円の3分の2補助、13,333円になった。結果、宿泊研修などができなくなり、或いは研修への参加職員を減らすなど、こういう対応をせざるを得ないという状況に追い込まれているということで、これではレベルアップどころかレベルダウンではないかという意見があった。職員共済会補助だが、掛け金、負担金引き上げに加えて、府補助金の見直しが大きく影響しているということで、施設側の負担は平成10年度に比べて、平成16年度は約2倍位の負担金になっているという事だ。いずれにしても、私は、制度の廃止や縮減によって、現場にどのような影響がでているのかという実態をよくつかんでほしいと思う。現場がどんなに困難になっているか、これをつかまらずして、新しい制度に変えたからいいんだということでは済まないと思う。今、私が言ったような実態も含めて、一度、実態把握をして頂きたいと思うが、いかがか。

【部長】私どもは定期的に、社会福祉施設会とは意見交換させて頂いている。先月も、私は直接、各施設、種別ごとに各代表者の方に来て頂いて、その中で、昨年もやりましたし、今年もやったが、指摘のあったレベルアップ事業について問題があるというふうな声は、私の方には届いていない。聞いていない。それから、紹介のあったような事例は、一つは、こういう事業をやるために、こういう補助金を設けたと縛っていくというやり方は、基本的には良くないのではないかと考えている。施設の自主性を、あるいは工夫を活かすような形で、それをバックアップすると。ひも付きの補助金というのは、基本的にはやっぱり、短期の政策的誘導施策としては少なくしていく方がいいのではないかと考えており、その分では、社会福祉施設会、種別を超えて評価をして頂いていると思っている。それから、共済会の関係だが、永年にわたって共済会の理事会当局とお話しながら、計画的に補助金を支出してきており、これで共済会の事業につ

いて自主的な財源の確保ができるメドがたつ、その目標のところまで来たということで、補助金の整理をしたところだ。

【前窪】私は、現場で働いている第一線のマンパワー、労働者のみなさんが、職員のみなさんが、どういう状況にあるかという所を見ないと駄目だと思う。施設長は、なかなか府に対して言えない、言いにくいこともあるかと察している。だから、実態調査を十分やって頂く、このことが非常に大事だと思う。先ほど言われた様に、削減するという事は、民間福祉施設というのは、収益事業ではないわけだから、その分をどこかで工面しなければならない。そうすると、工面できなければその事業をやめなければならない。つまり、削減して、総枠でも減っている訳だから、どう工面したって、研修だとか、健診だとか、いろんな本来やらなければならない事業ができなくなる。そういうことを含めて、やっぱり実態を調査して頂く、このことが必要だと思うので、強く求めておきたい。

●他会派の質問

前波 健史（自民・山科区）

【前波】特養ホームの整備について。①補助金が交付金化され、府の新たな補助制度もできたが、従来の補助制度との違い、今年度の採択見込みは。②「入ってよかった」といえる特養ホームとするため、事業者に対して、どのように対応されるのか。

【答弁】①交付金化に伴い、政策的に使える金が増えた。量的な整備の計画的な推進と居住環境向上の取り組みへの支援として、新たな制度をつくった。今年度、特養3カ所、老健施設1カ所に交付を予定。②小規模人数の単位での人間的な処遇、職員の質の向上がなによりも大切。

上村 崇（民主、京田辺市・綴喜郡）

【上村】①介護保険の不正受給について、府内の状況は。返還金の返還状況は。どのようにとりくんでいるか。②不妊治療のあり方について。専門相談センターの相談件数が半減している理由は。身近なところでの相談が大切ではないか。③エイズ対策について。目標に対する実績が上がっていないが。

【答弁】①22事業者の指定を取り消した。金額は15億7000万円。5月末現在の返還は約14%。返還金は市町村が請求するもので、訴訟も2件提起されている。府として、保険者と協力し必要な手立てを講じている。法令の許す範囲で高いハードルをもうけ、事前協議により厳しく指定の審査をしてきた。②16年度から京都市でも相談を実施。困難な事例もあり、件数だけでは評価できない。身近な相談体制の整備が重要。第三者に言いづらい面もあり、専門的な電話相談で対応している。③教育委等と連携して、中・高校生への正しい理解の普及に努力している。大学生の啓発のため月曜懇談会に協力要請した。

石田 宗久（自民・左京区）

【石田】①障害者の就労支援について。「ゆめこうば」支援事業の実施状況、今後のとりくみは。②鳥インフルエンザ対策について。世界の発生状況は。国のはたすべき役割、府としてのとりくみは。

【答弁】①南部地域を中心に5グループで事業を実施。来年度以降、広げて生きたい。市町村とも協力して、仕事探し、仕事おこしを府内全域でやり、可能なところは支援していきたい。②東アジアを中心に、約120人が感染し、60人が死亡。ロシア、ヨーロッパへと拡大している。「日本国におけるインフルエンザ対策の行動計画」策定などを検討中。府として、去年の経験をもとに必要な体制をとっている。

中小路 健吾（民主、長岡京市・乙訓郡）

【中小路】①子ども発達支援センターの待ち状況は。専門医師が足りないのか。府立医大等との連携は。フォロー・アップの体制は。理学療法士などの育成事業は。市町村教育委への情報の伝達は。②介護保険改定の実施の影響はどうか。③健診車について。府内にどのくらいあるのか。

【答弁】①100名程度の待ちで、1年待ちの状況。発達障害の専門医は全国的にも二百数十名。認定医が大変少なく、府立医大と相談中。全国的な公募も検討中。フォロー・アップは、市町村の療育教室がベース。ことばの療育教室も活用している。育成事業は平成8年度から実施。69名に貸与し、うち52名が府内に就業。オーダーベースの療育が必要で、学校における特別支援教育との連携が重要。②まだ1ヵ月。実態を把握するため、近く、施設・市町村と協力して調査したい。③数は把握できていない。

山口 勝（公明・伏見区）

【山口】①子育て支援について。②不妊治療の中身と予算の執行について。③児童虐待について。現在の状況と仕組みづくりの課題は。④高齢者の虐待防止についての現状、取り組みは。

【答弁】①子育て家庭を孤立化させない取り組みが重要。市町村職員の研修、児童相談所と市町村との間にある支援センターを北部に1ヵ所設置するなどしてきた。②府の一般治療は、16年度2695件の申請、約2300万円。保険外の国制度は、16年度196件の申請、1950万円。20代後半からの申請が出てきている。③親が親になりきれていないのでは。早期発見で被害者を出さない取り組みが重要。相談件数は年々増加しネグレクトが増加。法改正で市町村が通告先となり、相談窓口を明確にし取り組んでいる。④15年度に高齢者自立支援推進委員会を設置し、16年度に実態調査を実施。ホームページにも掲載。キーワードは自立支援。福祉に関係するものの人権意識が重要。法の成立をうけ、取り組みを強めたい。

水口 洋（新政会・中京区）

【水口】①特養ホームの整備状況について。ショートステイ、デイサービス等の併設状況は。サービスの質の問題についてはどうか。第三者評価にもとづく公表などを検討すべきでは。②がん対策について。今日までの取り組み状況は。予算措置を増やすべきではないか。アクションプランでも不十分。緩和ケアをいかに実施するのか。ハード面での整備が遅れている。がん対策の情報センターの検討状況は。

【答弁】①特養ホームは、着工ベースを含め4287床。7月末現在、116施設で、ほぼ9割が併設している。通所者と入所者は別々のプログラムが組まれているが、小人数でやれる仕組みを模索していく。介護職員を対象とした研修等を実施している。②早期発見・予防が最重点で、市町村で各種検診を実施。府として、乳がん検診車の整備に助成。公立病院のがん診療機器等の整備を支援し、原因となるたばこの啓発などにとりくんでいる。がん診療拠点病院の指定を府立医大がうけるよう、横断的に検討中。緩和ケアについて、府立医大に一定の体制を整備している。緩和病棟の整備は、医大では難しい。拠点病院指定の検討の中で、情報発信についても検討していきたい。

菅谷 寛志（自民・山科区）

【菅谷】①障害者の自立支援について。共同作業所も「経営」を考えるべき時期ではないか。②児童虐待について。法改正で立ち入り調査が可能となったが、現状はどうか。地域の中での連携はどうか。

【答弁】①「ゆめこうば」事業で発想したのは、障害者でも対応できる仕事のユニットがあるということ。授産振興センターを中軸として、新しい仕事づくり、職場おこしができる仕組みをつくっていく。②平成12年の法改正で立ち入り調査が可能に。15年度3件、16年度3件の立ち入り調査を実施。早期発見のためには、地域の方々の協力が重要。民生委員、児童委員も見守りという形で大きな役割はたす。

奥田 敏晴（自民・城陽市）

【奥田】①少子化対策、高齢化対策はどの位か。この動きは、今後も変わらないのか。②BSE問題について。府内の食肉検査の結果は。米国産牛肉の輸入再開（12月）への対応はどうか。

【答弁】①児童福祉費は約122億円（13.7%）。老人福祉費と介護保険推進費で368億円（41.2%）。少子化、高齢化が進む中で、現状の制度のままでは、この傾向がますます進んでいく。②福知山、亀岡のと畜場で全頭検査をやっている。府として、国の補助金の有無にかかわらず、全頭検査は継続していく。

松岡 保（民主・相楽郡）

【松岡】京都府地域福祉支援計画の現状について。市町村計画の何が問題なのか。

【答弁】市町村計画の策定状況は、14年度に長岡京市、15年度に京都市、宇治市、16年度に綾部市、亀岡市、三和町で策定。17年度中には、福知山市、城陽市、向日市、京田辺市で策定の予定。地域福祉計画の一番の担い手は当該地域の住民。市町村のバックアップが重要で、ネットワークづくりを進めていきたい。拠点は、社会福祉協議会。府としては、全国的に見ても、高いレベルの支援をしてきた。

植田 喜裕（自民・中京区）

【植田】①献血について、現状はどうか。「精分献血が少ない」と聞いたがどうか。②イヤーバンク、アイバンクの現況はどうか。③災害時の障害者の対策について。台風23号時にうまく誘導できたのか。

【答弁】①献血は問題なく推移している。精分献血についても、今のところ問題はない。②アイバンクは、京大医学部付属病院の中で活動されている。イヤーバンクについては承知していない。③台風23号時、とくに大きな問題はなかったが、情報伝達システムについて課題が残った。

田中 卓爾（民主・上京区）

【田中】リハビリテーション講座設置の現状について。どういう条件が必要なのか。急性期リハがどの位増えたのか。急性期と回復期をつなぐのは、センターでやるのか。

【答弁】4月から府立医大のリハビリ部門を充実させてきた。大学の講座のあり方について検討中。まずは人材を確保し、学生に対する教育のあり方を事務局レベルで検討中。急性期リハは急増している。府のリハビリテーション支援センターを医大内に設置するとともに、地域リハビリテーション支援センターを各医療圏で設置し、連携をすすめていく。接着剤として、地域のセンターが役割をはたしていく。

角替 豊（公明・南区）

【角替】①がんとたたかひについて。受診率をどこまで高めるのか。受診の中身についてはどうか。どうやって受診率を引き上げるのか。②女性専用外来の整備について。なぜ、産婦人科の名前があがるのか。普及・拡大についての見通し、方針は。

【答弁】①15年度、胃がん11.2%、子宮がん17.5%、肺がん18.9%、乳がん14.2%、大腸がん18.0%。目標については、なんとか上げていきたい。それぞれの部位ごとに検討し、チェックしている。未受診者にたいするダイレクトメールなどの方法で引き上げていきたい。②昨年度、6件の整備にたいし補助。最も標準的な考え方は、女性の医師による総合的な診療を行うものだが、その外郭部分も支援していきたい。女性専用外来は、まだまだ発展途上にある。臨床研修医制度の変更により、医師の確保が困難に。その一方で、女性医師の再就労の意欲をもつ方もあり、その活用も含め女性専用外来を広げていきたい。